

埼環協 30年史

2007

埼玉県環境計量協議会

URL <http://www.saikankyo.jp>

目 次

			頁
1	会長挨拶	埼玉県環境計量協議会 会長 田中 孝一	…… 1
2	祝 辞	埼玉県知事 埼玉県産業労働部長 埼玉県環境部長 埼玉県計量検定所長 (社)日本環境測定分析協会 会長 東京都環境計量協議会 会長 神奈川県環境計量協議会 会長 千葉県環境計量協会 会長	上田 清司 …… 3 飯島 和夫 …… 4 池田 達雄 …… 5 天坂 知司 …… 6 笠井 光博 …… 7 鈴木 幹夫 …… 8 石渡 裕 …… 9 津上 昌平 …… 10
3	記念講演	「環境行政をめぐる課題と展望」 埼玉県環境科学国際センター 総長	須藤 隆一 …… 13
4	記念式典	式典報告 感謝状贈呈 式典風景	…… 25 …… 27 …… 28
5	回想録	元埼環協会長 元埼環協会長 元埼環協副会長 元埼環協理事	広瀬 一豊 …… 33 伊藤 修 …… 35 吉野 邦治 …… 36 小泉 四郎 …… 37
6	埼環協の概要	埼環協 10年の歩み、概要、組織、会則、 事務所、会員数、入退会会員、歴代役員	…… 42
7	埼環協の活動	発表会、研修会、見学会、講演会、 懇談会等	…… 64
8	名 簿	会員名簿、役員名簿、編集後記	…… 80

ご挨拶

埼玉県環境計量協議会
会長 田中孝一
(株式会社 環境管理センター)



昭和 52 年 11 月に発足致しました埼玉県環境計量協議会は本年、創立 30 周年を迎えることができました。これもひとえに埼玉県並びに関係諸機関の温かい御指導、歴代役員及び会員の皆様方のご尽力の賜物であると深く感謝しております。

設立当時は「公害分析」と言われていた我々の業界も、今では「環境計量証明」として定着しています。その間、試験や検査の範疇ではありますが、わが国において人々の生活や産業などの社会活動の基礎的な役割の一端を担ってきたものと自負しております。

ひとくちに 30 年と申しましても、その間、社会では様々な時代の変化が起きており、特に近年では、IT 化、グローバル化の言葉で代表されるように、その変化のスピードはますます速くなっている感があります。同様に我々の分野でも、超微量化・高度技術化・対象領域の広域化等激しい変化が起きております。

そして今や、21 世紀は「環境の世紀」と言われるまで、環境問題の社会的位置付けは高まっておりますが、実際は地球温暖化、廃棄物による環境汚染問題、エネルギー問題等、20 世紀で行わなかった「環境への配慮」のツケが回ってきた感があり、今後、ますます、環境計量に対する社会的責任は重くなるものと思われまます。

30 年前、環境計量証明事業は、まだ立ち上がったばかりで、当協議会活動は会員相互の技術の交流と研鑽を中心にしたものや、次々と変わっていく各種関係法律の周知が事業活動の中心と位置づけておりました。その後、ホームページの作成・運営、官公庁と会員事業所への情報発信を目的とした情報誌の定期的発行等、また、計量データの改ざんや捏造問題が取りざたされた際には、適正な計量の実施を確保するためには計量の重要性や正しい計量知識と計量思想の普及が重要課題であると考え、いち早く技術者の倫理講習を実施する等、時代に応じた活動を追加してまいりました。しかしながら、30 年間の様々な活動は、一貫して、「環境計量の現場に携わる技術者の一人ひとりの適正な精度維持に向けた努力に対する社会的評価を確立し、環境計量に求められる社会的使命に如何に適切に応えるか」という視点に立った活動であったのではないかと考えております。

先ほども申し上げましたように、環境計量に対する社会的責任は、今後、ますます重くなっていくとともに、超微量化・高度技術化・広領域化は進むものと思われまます。

埼玉県環境計量協議会と致しましては、今後とも引き続き、環境計量事業に対する社会的地位向上と社会的要求に対する信頼性の確保に向けた様々な活動を展開していく所存でございますので、会員の皆様の更なるご協力をお願い致します。

祝 辞

祝 辞

埼 玉 県 知 事

上 田 清 司



埼玉県環境計量協議会の創立30周年を心からお祝い申し上げます。

貴協議会は、昭和52年の設立以来、研究会や研修会などの活発な活動を通じて、環境計量技術の向上と精度管理の徹底に多大なる御貢献をされています。

環境対策を推進するためには、環境の状況を適確に把握するとともに、その効果を客観的に評価する必要があります。このためには、環境や生物中の汚染物質の測定を高い精度で行うことが不可欠です。環境対策を検討し実施する環境行政と、環境を適確に計量するという皆様の業務は、環境保全を推進する上で、まさに車の両輪のようなものがあります。これまでの協議会の御努力に敬意を表すとともに、今後とも本県環境行政の推進にお力添えを賜りますようお願いいたします。

さて、本年6月、ドイツで開催された「ハイリゲンダム・サミット」では地球温暖化対策を中心に議論が行われ、「温室効果ガスの排出量を2050年までに世界で半減することを真剣に検討する」と宣言されました。地球温暖化は、地球レベルでの喫緊の課題であり、その対策はまさに実行の時を迎えています。この問題に対応するために、私は、「地球規模で考え、足元から行動する」県民ムーブメントを創出していきたいと考えています。県がその牽引役となり、皆様にはそのパートナーとして御活躍いただけるものと期待しています。

また、県では、本年度からの5か年に実施すべき基本施策を盛り込んだ新たな5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を策定いたしました。この計画では、将来像の一つに「住みやすく環境にやさしい ゆとりの田園都市 埼玉」を掲げております。本県には、武蔵野の面影を残す雑木林、豊かに広がる田園と屋敷林、水と緑に彩られた大小の河川など、県民に親しまれてきた貴重な空間が広がっています。こうした魅力を生かして「みどりと川の再生」を図ることにより、埼玉県を都市の賑わいと田園のゆとりを合わせ持つ、全国的に見ても貴重な田園都市の連合体にしていきたいと思います。

私は今後も「地球にやさしい埼玉県」づくりを積極的に進めてまいりますので、皆様には、この美しい埼玉の環境とかけがえのない地球環境を守るため、なお一層の御尽力をお願い申し上げます。

結びに、埼玉県環境計量協議会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げます。祝辞とさせていただきます。

祝 辞

埼玉県産業労働部長

飯 島 和 夫



埼玉県環境計量協議会がこのたび創立30周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

また、本県の計量行政につきまして、日ごろ格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

古代中国、秦の始皇帝が、国家統一に当たって、最重要事項として文字とともに「はかり」の統一に取り組んだことは、大変有名なことであります。そして、今日でも、暮らしを守り、産業を発展させる上で、正確な計量が基本の基本であり、極めて重要であることには変わりません。

とりわけ環境計量証明制度につきましては、大気汚染、水質汚濁等の環境問題対策の一つとして整備されましたが、その後ダイオキシン類が追加されるなど、環境問題の多様化・複雑化に伴い、その重要性は一層高まっております。

そのような中、埼玉県環境計量協議会におかれましては、昭和52年の設立以来30年間にわたり、会長並びに会員の皆様方の協調のもと、環境計量に関する技術の向上を図られ、環境計量証明事業の適正な運営と本県の環境計量証明事業の発展に努められておりますことに深く敬意を表します。

近時、地球規模での環境問題が深刻化し、環境への負荷の少ない持続可能な経済社会の構築が大きな課題となっております。本県においても、産業活動による環境負荷の軽減を進めるため、中小企業の環境に配慮した施設整備やISO14001の取得等に対する支援を進めております。

皆様の環境計量証明事業は、環境と調和した産業活動を進める上で大変重要な役割を担っており、貴協議会への期待はますます高まるものと存じます。

こうした環境計量証明事業への社会的要請の高まりを踏まえ、貴協議会が、高度な技術力、精度管理及びより高い信頼性の確保を図るために、技術者のための倫理講習を含めた様々な技術研修会を実施されていることは誠に時宜に適ったものと存じます。

今後とも、貴協議会並びに会員の皆様方におかれましては、一層の環境計量技術の向上に努められまして、適正な計量証明事業の実施に御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、埼玉県環境計量協議会が創立30周年を機にますます発展されますよう御祈念申し上げます、お祝いのことばといたします。

30周年記念誌発刊に寄せて

埼玉県環境部長

池田 達雄



埼玉県環境計量協議会が創立30周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

貴協議会は、創立以来、環境計量の技術力の向上や環境計量証明事業の適正な運営に取り組まれ、多大な成果を上げてこられました。また、環境問題が複雑・多様化する中、大気や水質、土壌などの測定・分析という専門的な業務を通じて、その改善、解決に大きな役割を果たされております。会員の皆様方の日ごろの御努力、御研鑽に対しまして、心からの敬意を表する次第です。

さて、埼玉県内の大気環境や河川の水質などは、これまでの取組により、環境基準の達成率が向上するなど着実に改善されてきています。秩父の山々や武蔵野の雑木林、荒川など潤いと安らぎのある本県の自然環境を守り、次世代へしっかりと引き継いでいくためには、持続的に発展することができる循環型社会の構築に向け、より一層の取組が必要です。

そこで県では、社会情勢の変化やヒートアイランド現象など新たな環境問題への確に対応するため、従来の埼玉県環境基本計画を見直し、平成19年3月、新たな環境基本計画を策定したところです。この計画では、環境の保全と創造に関して44の具体的な数値目標を設定しており、今後、目標の達成状況を毎年公表してまいります。

これら目標を達成するための施策を適切に実行していくためには、基礎となる環境データを正確に計量する皆様方のお力がますます重要になるものと考えています。今後とも、本県の環境行政の推進につきまして、会員の皆様方のなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

創立30年を祝して

埼玉県計量検定所長

天坂 知司



埼玉県環境計量協議会が創立30周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

計量検定所は、計量法に基づく計量関係事業者の届出の受理・登録、計量器の検定・検査及び商品量目等の立入検査並びに計量思想の普及事業などの実施を通して、適正な計量の実施の確保を図り、秩序ある産業経済の発展及び豊かな県民生活の実現に努めております。

情報技術を活用した計量器の高度化や規制緩和に伴う新しいシステムの創設に加え、行財政改革や地方分権の推進など計量行政の分野においても変革の時を迎えています。

こうした中、平成17年7月に経済産業大臣から、「新しい計量行政の方向について」の諮問を受け、計量行政審議会が計量法を中心とした計量行政のあり方について審議を重ね、昨年「計量制度検討小委員会報告書（案）」がまとめられて、全国で説明会が開催されました。その中で、新たな計量単位への迅速な対応、柔軟な計量標準の供給体制の構築、規制対象計量器の見直し及び計量証明事業者等の信頼性の確保等、今後あるべき計量行政の基本的方向が提示されています。

このような社会情勢の変化の中で、貴協議会が創立以来30年間、会員相互の協調と計測技術の向上を図り、環境計量証明事業の適正な運営に努められておりますことは、ひとえに会長様をはじめとして会員皆様方のご努力の賜と深く敬意を表するところであります。

今後とも、会員相互の連携を強化され、環境計測技術の向上に努められまして、適正な計量の実施の確保に御協力いただきますようお願い申し上げます。

終わりに、貴協議会が会員各位の協調のもと、ますます発展されますことを心からお祈りいたします。

祝 辞

(社) 日本環境測定分析協会
会 長 笠 井 光 博



埼玉県環境計量協議会の設立30周年を迎え、心よりお喜び申し上げます。埼玉県環境計量協議会の皆様におかれましては、環境計量証明事業が計量法により「事業」として認められることになった初期の段階で、環境計量の重要性を認識され、環境計量の技術の研鑽・向上のために協議会を設立されました。そして研修会、講演会等の研修事業や、新任者教育・技術者基礎教育等に力を注ぎ、今日まで幅広い活動をされましたことに深く敬意を表す次第であります。

現在の環境計量は初期の状況とは大きく進歩し、ppmの時代からppt、ppbとより微量な測定が要求されるようになり、高度な技術、設備が必要となってきました。また、社会の要請として「測定値の信頼性」が我々環境計量証明事業者に求められるようになり、測定値の精度管理がますます重要になってきました。環境測定技術の社会的認知度の向上のため「環境測定分析士」制度を立ち上げ、実施してまいりたいと思っております。また、各支部や各県単組織を通じて「精度管理」の充実のために努力してまいりたいと考えております。

また、ダイオキシンやアスベストが社会問題となったように、我々にとりましては新しい測定技術が次々と求められるようになってまいりました。新しい物質に対しても取り組んで行く必要にせまられ、業界として日々の研鑽が重要であると思われれます。

近年、環境問題は温暖化など国境を越えた環境汚染が生じており、よりグローバル化が叫ばれていますが、地方におきましても新たな環境問題が発生しております。これらの状況に対処するためのも、ますます貴協議会の役割が重要になって来ると思われれます。

結びに、貴協議会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

祝 辞

東京都環境計量協議会

会 長 鈴 木 幹 夫



埼玉県環境計量協議会の皆様、創立 30 周年おめでとうございます。

私たちの東京都環境計量協議会も本年、平成 19 年 6 月 8 日に創立 30 周年の記念式典を行なったところです。

共に創立された昭和 52 年当時は、産業型公害が大きく問題となっていた時期であり、計量法が改正され、濃度、騒音、振動の計量証明事業所が立ち上がった時期であります。

それから 30 年を経て、産業型公害はほとんど見られなくなりましたが、産業の発展と共に様々な環境問題が発生し、ダイオキシン類、環境ホルモン、アスベスト等から地球温暖化といったグローバルな問題に対して対応を迫られる様になって来ました。

設立当初は、pH、COD、BOD 等の一般項目、カドミウム、水銀等の健康 9 項目や栄養塩類の測定が主なものでしたが、現在は、ダイオキシン類、農薬、各種化学物質の測定と非常に多くの化学物質を対象とするようになり、また非常に低濃度までの測定をもとめられております。

それに伴い、測定機器も分光光度計や原子吸光光度計、ガスクロマトグラフなどから、ICP 質量分析計、ガスクロマト質量分析計、LC/MS などの高度な技術を要する分析機器が導入されるようになってきております。

また、生活の「安全・安心」に対する関心が高くなり、私たちの行なう計量という仕事の重要性が益々高くなってきていると感じております。それに伴い、品質管理、分析精度に対する責任が高くなってきており、企業のコンプライアンスが強く求められてきております。

現在は、IT 社会、情報化社会であり、非常に速い速度で世の中が変化し、多くの情報が飛交っております。その中から、今求められている問題が何なのか、必要とされる技術は何なのかを見極め、情報・技術を共有化すると共に、環境分析に携わる第一線の業界として、行政等に対しても精度管理の重要性などを一緒にアピールしていくことが大切であると思っております。

これからも、ともに協力し、発展していくことを願っております。

埼環協創立30周年をお祝して

神奈川県環境計量協議会

会長 石渡 裕



埼玉県環境計量協議会が創立30周年を迎えられた事は、永年環境計量証明事業に身を置くものとして、また、同じ首都圏で事業活動を営む者として心よりお喜び申し上げます。

1975年の計量法改正により、環境計量証明事業は環境公害対策の前進のために、制度化されました。貴協議会は、埼玉県内の行政、企業、そして県民の皆様の期待に応え、30年間にわたって環境計量証明事業の適正な発展に取り組み、力強い前進を続けられて来られた事は、大変喜ばしい事で御座います。ひとえに歴代会長、役員の方を始め、会員の皆様の努力の賜物と深く敬意を表します。

20世紀は、大量生産、大量消費により、地球の温暖化、酸性雨、廃棄物問題と環境に大きな負荷を与えてきました。21世紀は石油等の資源の枯渇、食料生産量の限界等、今迄の生活スタイルの変更も考えざるを得ません。また、2000年以降だけでも、土壤汚染対策法の制定に伴う土壤の調査分析。アスベストの社会問題化に伴う大量のアスベスト測定、このように環境に対する期待もさらに大きなものになっています。貴協議会の役割も更に重要になると思われます。

今年6月に圏央道が中央道に繋がります。将来は相模縦貫道と圏央道が繋がります。首都圏の環境計量証明事業団体として、互いに技術研鑽等で連絡が取れればと願っています。結びに、貴協議会と会員の皆様の発展を心より祈念致します。

創立 30 周年のお祝い

千葉県環境計量協会

会長 津上 昌平



埼環協創立 30 周年まことにめでとうございます。

私が代表を務める千葉県環境計量協会（千環協）は、貴協会とは首都圏環境計量協議会連絡会（首都圏環協連）の活動を通じて、定期的に情報交換や研修見学会の実施等の活動を一緒に実施させていただいております。

また、日環協関東支部のメンバーとして環境セミナーを各県にて持ち回りで開催する際、同じブロックとして一致協力させていただきました。（平成 13 年度鴨川、平成 17 年度大宮）

千環協も昨年 30 周年を迎え記念式典の開催、ロゴマークの制定、記念誌の発行等の記念事業を実施いたしました。貴協会の 6 月の記念式典には私も出席させていただきましたが、今回埼環協さんが同様に 30 周年を迎えられたことに、こころからお祝いを申し上げます

30 年前は公害問題がクローズアップされはじめた時代でしたが、近年では地球環境問題をはじめとして、ダイオキシン等極微量物質の計量、一連のアスベスト問題、製品中の有害物質の分析等、私たち業界を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。今後も環境分析事業者の社会的責任もますます重要になってくると考えられます。貴協会の方々とも十分に連携を深めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

貴協会の現会長田中様とは、千葉県内に勤務されていた時から千環協の事務局、役員として協会活動にご尽力いただき、広報委員長として広報誌（千環協ニュース）の発行を含め、協会の広告塔として多大な貢献をいただきました。埼環協の会長に就任された後も、首都圏環協連の活動を含め、個人的にも大変親しくさせていただいておりますが、会長のバイタリティーあふれる行動力で貴協会の活動も益々活性化されていると感じております。

首都圏の各県単を含め、各地区の協議会や団体が全国的にここ数年で 30 周年の節目を迎えておりますが、役員交代を初め、新しい時代に対応した変革が求められております。今後は埼玉県、千葉県だけの問題でなく、全国、あるいは世界を含めた同業他社や、関連事業者とのネットワークの構築が重要になってくると考えております。

最後に今後の埼環協のますますのご発展を祈念しますと共に、関係者の皆様におかれましては、千環協共々ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

記 念 講 演

環境行政をめぐる課題と展望



埼玉県環境科学国際センター総長 須藤 隆一先生

1. はじめに

21世紀は「環境の世紀」あるいは「水の世紀」ともいわれている。環境、とくに水が万物の霊長であるヒトはもちろん、あらゆる生物を支配する要因になっている。石油をエネルギー源として大規模工業社会を構築させ、20世紀には豊かな工業社会が極致に達した。人類による豊かさの追求の結果として、大量消費、大量廃棄の社会を迎え、一時の危機的な公害は免れたものの、環境問題はますます多様化・広域化し、地球規模での資源、エネルギー、水などの枯渇、環境への汚濁負荷の増大が人類の滅亡を招きかねない状況にある。

このような状況を事前に予測し、対策をたて、住民が環境からの恩恵を受け続けられるように環境負荷を削減する施策が環境行政である。環境行政は、国はもちろんのこと、県や市町村にとっても最重要行政課題である。

本講演では、環境行政を概括したうえで、優先されるべき「地球環境問題」と「水環境問題」について言及することにする。

2. 環境行政の体系

われわれを取り囲むすべてが環境であるから、文化、教育、社会までも含むが、通常は自然科学的な環境要素にかかわる環境である。

図1は環境省が環境政策に用いている環境施策体系である。地球温暖化対策の推進が特出しされているのが注目される。全体で40の目標があり、9つに大きく分類されている。これらは大きく「環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現」と「各種施策を統合する基盤および各主体の参加に係わる施策」に分かれる。

次に示す9つの課題は、平成18年度の環境省政策評価基本計画に基づいた重点的に評価されている課題である。

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	1. 地球温暖化対策の推進	1-1.国内における温室効果ガスの排出抑制 1-2.森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 1-3.京都メカニズム活用の推進
	2. 地球環境の保全	2-1.オゾン層の保護・回復 2-2.酸性雨・黄砂対策 2-3.海洋環境の保全 2-4.地球環境分野における国際協力・研究調査等
	3. 大気・水・土壌環境等の保全	3-1.大気環境の保全 3-2.大気生活環境の保全 3-3.水環境の保全 3-4.土壌環境の保全 3-5.ダイオキシン類・農薬対策
	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	4-1.国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2.循環資源の適正な3Rの推進 4-3.一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4.産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5.廃棄物の不法投棄の防止等 4-6.浄化槽の整備によるし尿及び国際的取組

図1. 環境省政策評価に係る施策体系(その1)

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	5. 生物多様性の保存と自然との共生の推進	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組 5-2.自然環境の保全・再生 5-3.野生生物の保護管理 5-4.動物の愛護及び管理 5-5.自然とのふれあいの推進
	6. 化学物質対策の推進	6-1.環境リスクの評価 6-2.環境リスクの管理 6-3.リスクコミュニケーションの推進 6-4.国際協調による取組 6-5.国内における毒ガス弾等対策
	7. 環境保健対策の推進	7-1.公害健康被害対策(補償・予防) 7-2.水俣病対策 7-3.石綿健康被害救済対策 7-4.環境保健に関する調査研究
	8. 環境・経済・社会の統合的向上	8-1.経済のグリーン化の推進 8-2.環境に配慮した地域づくりの推進 8-3.環境パートナーシップの形成 8-4.環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成
	9. 環境政策の基盤整備	9-1.環境基本計画の効果的実施 9-2.環境アセスメント制度の適切な運用と改善 9-3.環境問題に対する調査・研究・技術開発 9-4.環境情報の整備と提供・広報の充実

図1. 環境省政策評価に係る施策体系(その2)

- (1) 地球温暖化対策
- (2) 大気環境の保全
- (3) 閉鎖性水域における水環境の保全
- (4) 土壌環境の保全
- (5) 一般廃棄物対策（排水抑制、再生利用、適正処理等）
- (6) 国際協調による取組の推進
- (7) 動物の愛護及び管理
- (8) 環境パートナーシップの形成
- (9) 環境保全型産業活動の促進

脱温暖化社会（低炭素社会）を21世紀中頃までに実現することが環境行政の第一の目標であるが、それには図2に示したように同時に循環型社会と自然共生社会の構築が不可欠である。

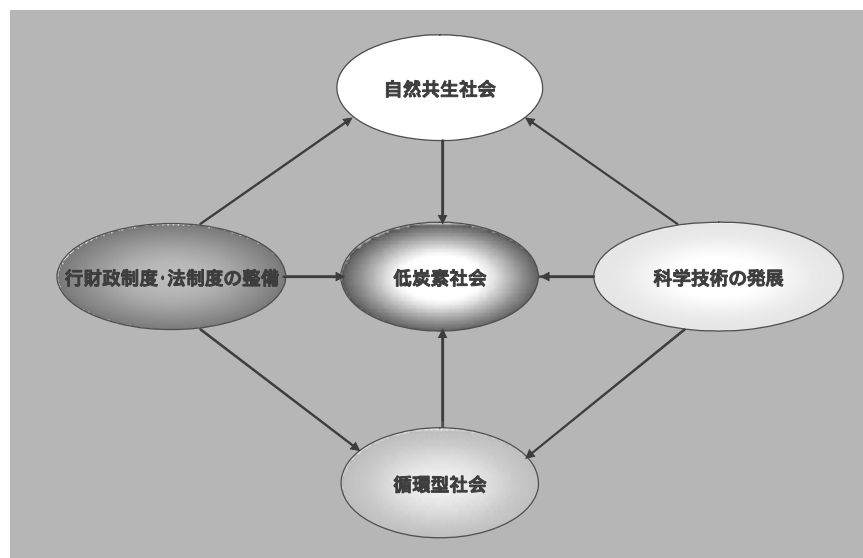


図2 . 持続可能な社会を目指して

2000年に循環型社会形成推進法が制定され、廃棄物処理の優先順位が 発生抑制、再生利用、 リサイクル、 処分とし、天然資源の消費の抑制し、環境への負荷を可能な限り低減される「循環型社会」の構築を推進するための基本的枠組みが定められている。現在、排出者責任、拡大生産者責任といった基本的考え方や経済的措置等の政策手法、具体的な数値目標、国民、NGO、NPO、事業者、地方公共団体といった各主体の役割に関する基本計画を早急に策定して、これに基づいた施策の推進が必要である。いくつかの課題を次に示す。

- 循環型社会の考え方の周知と意識向上、環境教育
- 循環資源の適正な循環的な利用（リサイクル制度の体系化）
- 廃棄物排出量の抑制と再生利用量の増加、処分量の減量化
- 循環型社会を支える廃棄物処理産業の育成

経済成長以上に環境負荷を低減させるという環境効率の向上は図られてはいるものの、環境負荷の総量を一定の範囲にとどめなくてはならない。そのためには新しい社会経済システムへの移行が必須である。

循環型社会は農山村地域で実現の可能性が高い。このような地域で、排水およびそこから発生する汚泥はもちろんのこと家畜排泄物、食品廃棄物、バイオマス等を一体としてとらえ、水と有機性資源を数10年前のようにうまく循環できる仕組みをつくることはできる。具体的な問題は次に示すが、埼玉県では都市部を除けば循環型社会への移行はそれほど難しいことではない。年間の発生量は家畜排泄物9,100万t、食品廃棄物1,900万tと多量であるが、これらを循環することができれば、土壌の改良はもちろんのこと作物の生長や土壌生物の多様性を促進させることになる。

農山村地域においては、過疎化、高齢化、都市化、混住化などの進行によって、耕作放棄地の増大や農業水利施設の維持管理が適切に行なえなくなっているところも多いが、これらの解決のためにも都市住民のボランティア、NPOおよびNGOなどとの連携が重要である。循環型の農山村をわが国全体に広げることによって脱温暖化社会が達成できるはずである。農山村では、バイオマスエネルギー、自然エネルギーを利活用できる余地は十分残されている。温暖化防止の目標達成の国際的な制度として知られているクリーン開発メカニズム(CDM)の技術開発も農山村の環境を再生するなかで生まれるであろう。

一方、農山村は自然環境の保全や水源の涵養をはじめとした環境維持機能を有し、多種多様な生物の生育・生息場所、美しい景観を提供するとともに、ため池、里山、里地等の2次的自然を形成するなど多面的機能を有している。里山、里地には動物の絶滅危惧種の49%、植物の絶滅危惧種の55%が生育・生息している。生物の多様性維持・向上の視点からも環境保全型農林業への転換が必要で、その担い手になるのが小規模生活排水処理施設である。排水も汚泥も資源であり、多数の生物を育てることができる。排水施設をビオトープ化させることによって、ビオトープの拠点と位置づけることもできる。そのためにも小規模生活排水施設は、ため池、小川、里地、里山等の自然界と隔絶させない施設であってほしい。このようなことは小型の家庭用浄化槽にもいえることである。このようなことが可能になれば絶滅危惧種の回復も期待できるかもしれない。農山村において自然との共生が一段と進めば二酸化炭素の吸収も増大するはずである。

循環型社会を実現するためには、国民一人一人の実践活動が不可欠であることはいうまでもない。わが国民は環境保全に対する意識は高いが、これを行動に移せないのが現状である。自治体は、地域住民の実践活動が円滑に進むよう強力に支援することが望まれる。

3. 温室効果ガスの削減

温室効果ガスは表1に示すとおり、CO₂をはじめ6つのガスをいう。地球温暖化は解決の見通しが難しい最大の環境問題である。この数年世界各地でみられる異常気象は人間に対する神の最後の警告なのかもしれない。われわれが経済開発や景気向上あるいは宗教・民族戦争にうつつを抜かしている間に地球環境は取り返しのつかないほど破壊されてしまう。わが国は経済を優先しなければならない気持ちはわからないわけではないが、人類の存亡に直面する基本的問題が解決できる行政制度および社会システムを早急に築かねばならない。このままでは削減どころか、温室効果ガスは大幅に増大の一途を辿る。とくに運輸部門や民生部門が伸びており、これはわれわれの生活がエネルギー浪費型に進んでいることを裏付けている。

表1 京都議定書の対象ガスの地球温暖化係数³及び主な発生源

	地球温暖化係数	主な発生源
エネルギー起源CO ₂	1	燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。
非エネルギー起源CO ₂	1	工業過程における石灰石の消費や、廃棄物の焼却処理等において発生。
メタン (CH ₄)	21	水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	一部の化学製品原料製造の過程や家畜排せつ物の微生物による分解過程等において発生。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	1,300 (HFC-134a)	冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。
パーフルオロカーボン類 (PFC)	6,500 (PFC-14)	半導体の製造工程等において使用。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,900	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。

³ 各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの。

2005年度の温室効果ガスの総排出量は13億6400万トンで、京都議定書の規定による基準年(1990年)に比較すると8.1%も上回っている。温室効果ガスの総排出量の内訳は表2に示すとおりであるが、エネルギー起源CO₂の増大が目立つ。

表2 温室効果ガス排出量の内訳

エネルギー起源 CO ₂	1,206	+ 13.3%
非エネルギー起源 CO ₂	90.4	+ 6.3%
メタン	24.2	- 27.6%
一酸化二窒素	25.8	- 21.3%
代替フロン等3ガス	16.9	- 66.9%
合計(百万トンのCO ₂)	1,364	+ 8.1%

このように増加率も全体の割合もエネルギー起源CO₂が大きな値を示すが、その内訳は家庭部門(+37.4%)、業務その他部門(+42.2%)が大きく伸びている。2005年は厳冬などによってエネルギー消費が大幅に増えたと考えられるが、目標達成期間を間近にひかえて増え続けるのは大きな問題である。運輸部門は前年に比較すると減少に転じ、+18.1%(前年20.3%)である。

2005年度の原子力発電所の利用率が2002年度の原子力発電の停止前に策定した計画の水準にあったと仮定して、わが国の温室効果ガスの総排出量を推計すると、2005年度の総排出量は5.8%増となり、同様の仮定における2004年度から基準年比で1.2%分の増となり、さらに増加量は大きくなる。

先に示したようにこれから14.1%の削減が必要であるが、現状で期待できるのは吸収源対策で3.8%、京都メカニズム1.6%が確保されるのみである。残りの8.7%の削減が必要であり、2012年までの間に平均して京都議定書の6%削減することは、よほど思い切ったことを実行しない限り達成する見込みはない。

2005年6月、地球環境部会において気候変動に関する国際戦略専門委員会から「気候変動に関する今後の国際的な対応について（長期目標をめぐって）」の第2次中間報告があった。この専門委員会の活動は、気候変動枠組条約の究極目標を具体化させることで気温上昇の抑制幅の長期目標やそれに対応した大気中の温室効果ガスおよび地球規模の排出経路についての資料を収集して整理を行うことである。とくに、地球温暖化による気温上昇と影響についてわが国の研究成果を含めて検討を加えている。

この報告のなかで重要なことは次に示す気温上昇とその影響に関する科学的知見である。

気温上昇1：脆弱な生態系に対する影響が一部で顕在化する。

気温上昇2：2～3になると地球規模で悪影響が顕在化する。

気温上昇3：3を超えると地球規模での気候システムの保つレベルを超えて海洋深層循環の停止などが生じるおそれがある。このためには2以下で上昇幅を抑制することが未然防止になる。気温上昇の抑制幅を2に抑えることが長期目標として妥当である。2という首都圏の気候が鹿児島気候になる程度であろうから何とか過ごせると思われるかもしれないが、どこでもいつでも約2℃上昇ということなので地域によっては5℃以上も上昇することもありうる。現在温室効果ガス濃度は380ppm程度（現在年間1.9ppm増加）であるが、どんなことがあっても550ppm以上に上昇させてはならないといわれている。しかし、温室効果ガスを550ppmに安定化させても気温上昇が2℃を超える確率は相当高い。2℃以下の標準に抑えるためにはモデル計算によれば475ppmと計算されている。2℃以下に気温上昇を抑えるには世界全体の全温室効果ガスの排出量を1990年に比べて2020年で10%、2050年で50%、2100年では75%削減する必要がある。このためにはわが国の削減量は2020年で15～30%、2050年で60～70%であるという。京都議定書の6%削減すら覚束ないわが国にとって、2010年以降現在のライフスタイル、ワークスタイルを続けることは不可能に近い。温暖化対策の推進に慎重な意見も多いが、どう考えても温暖化対策はすぐに必ず実行しなければならない課題である。人間の病気と同じで治療をはじめるのは早いほどよい。一人一人ができることを今日からはじめよう。明日では遅い。

4. 地球温暖化の見通しと影響

2007年2月2日早朝、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第一作業部会報告書が公表された。この報告書によれば、温暖化が明らかに起こっており、その原因は人為起源の温室効果ガスの増加にあると断定されている。このことはわが国の国民からすれば当然のことかもしれないが、世界的にみれば、この認識を共有することが必要である。

20世紀後半の北半球の平均気温は過去1300年間のなかで最も高温で、1995年～2006年間の12年間は、1996年を除くと最も高い気温を示している。過去100年の間に世界の平均気温は0.74℃も上昇している。

20世紀末に比べて21世紀の平均気温の上昇は、環境保全と経済の発展が地球規模で両立する社会（自然共生・脱温暖化・循環型社会、エコ社会）においては、約1.8℃（1.1～2.9℃）である。一方、化石燃料を重視し高い経済成長を実現する社会（高度成長社会）では、約4.0℃（2.4～6.4℃）と予測されている。

平均海面水位も21世紀末において高度成長社会で26～59cm、エコ社会で18～38cmと確度の高い予測が示されている。

これらの予測は6つのシナリオで表されているが、いずれのシナリオにおいても2030年までは10年当たり0.2の昇温がおり、すぐに地球規模でエコ社会が築かれたとしても温暖化の進行は避けられない。

最近の温暖化の進行は不気味さを感じるほど顕在化しているが、極端な高温、熱波、大雨の頻度はさらに高まる。またハリケーンや台風のような熱帯性低気圧の発生も多くなり、その強度は強まると予測されている。

積雪面積や極地の海氷は縮小し、21世紀後半までには、極地の海氷はほぼ完全に消滅する。大気中の二酸化炭素濃度の上昇により、海洋の酸性化が進む、温暖化が進むと陸地や海洋の二酸化炭素の取り込みが減少して、さらに温暖化の進行を早める。この報告にあるように地球温暖化の深刻化・加速化は確実性の高い情報と認識し、直ちに温室効果ガスの排出量を現状の半分以下に削減する「低炭素社会」に向けて行動する必要がある。

2007年4月6日、ベルギーのブリュッセルにおいて、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第2作業部会第4次報告書が公表された。第2作業部会は気候変化が生態系、社会、経済等の各分野における影響および適応等についての評価を分担しており、110ヶ国の参加があった。

この報告書によれば、全ての大陸とほとんどの海洋において多くの自然環境が壊滅的な気候の変化、特に気温の上昇により90%影響を受けている。北極、南極等の氷雪圏の自然にも気候変化は影響を与えている。多くの地域において湖沼や河川の水温上昇によって多くの水域の水循環や水質に影響を与えるとともに、雪解け水が注ぐ多くの河川で流量増加と春先の流量ピークの早期化が起こっている。

海洋および陸水の生物環境は、水温上昇によって氷の被覆、塩分濃度、溶存酸素濃度および水循環等に影響を受けて変化している。その例として、高緯度高地の湖沼における藻類や動物プランクトン発生量の増加、河川における魚類の回遊時期の早期化や生息域の変化などがある。

気候変化は自然環境に影響を与えるばかりではない。地域レベルの気温上昇により人間社会にも影響が現れている。しかしその多くは適応能力や気温変化以外の要因のために明確に検出することは難しい。その例として、耕作時期の早期化、火災や害虫による森林かく乱、ヨーロッパでの熱波による死亡、媒介生物による感染リスク、北半球中緯度地域におけるアレルギー源となる花粉の増加などがある。

気温上昇が2になると最大30%の種で絶滅リスクの増加があり、4になると40%以上の種で地球規模の絶滅が起こる。平均気温が1.5~2.5以上上昇し、大気中のCO₂濃度が上昇すると、生態系の変化により生物多様性と生態系サービスにマイナスの影響を受けることが予測される。また、気候変化とその影響で起きるかつてない洪水、森林火災、海洋酸性化などの併発によって21世紀中に多くの生態系でその復元力が追いつかなくなる可能性が高い。陸域生態系の炭素吸収は21世紀半ばまでにピークに達し、その後弱められ排出源に逆転する可能性が高い。このことは気候変化をさらに増加させる。気温の上昇が2~3以上になる場合、すべての地域において便益が減るか、コストの増加を伴う可能性が著しく高い。

IPCC第3次作業部会の報告書が2007年5月4日バンコクにおいて公表され、気候変動の緩和策のポテンシャルやコスト、今後の見通しが報告された。それによると2030年における削減可能量はCO₂トンあたり20ドルの場合は90~170億トンであり、100ドルの場合は

160～310億トンである。表3には水環境と地球温暖化の関係が示してある。

表3 水環境と地球温暖化

温度	21世紀中に1.1～6.4
海面水位	" 18cm～59cm
水温上昇	:冷水性生物への影響
富栄養化の促進	:アオコ、赤潮の発生
底層DOの減少	:ベントスへの影響
洪水の増加	:SSの増大、面源負荷の増加
濁水の増加	:水質の悪化
海水の酸性化	:相乗的な温暖化の促進

5. 水環境保全の現状と展望

われわれ住民が健康で快適な生活が送れるよう、湖沼、河川、海域のいずれの水域にも国が決めた水質の望ましい基準があてはめられている。これは水質環境基準とよばれているもので、健康項目と生活環境項目とに分けられている。健康項目は1993年の大幅な改正に続き、1998年に3項目が追加され26項目が測定されている。2005年の健康項目の測定結果によれば、地点としての適合率は99.3%である。しかしながらBODおよびCODで測定される有機汚濁指標を中心とした生活環境項目(表4)は、図3に示したように、その達成率は2005年で河川87.2%、湖沼53.4%、海域76.0%と、最近横ばいの傾向にある。しかし湖沼は測定開始以来2003年にはじめて50%を越えた。湖沼に係る窒素・リンの環境基準は1982年に策定されたが、類型あてはめがなされた81水域の適合率は41.3%と低い。2003年9月には水生生物を保全するための環境基準としてとりあえず亜鉛(全亜鉛)が淡水域(河川、湖沼)に0.03mg/、海域0.01～0.02mg/に決められ、現在その類型あてはめ、管理方策等の検討が続けられている。

表4 湖沼の環境基準

類型	利用目的の適用性	基準値				
		pH	COD mg/ 以下	SS mg/ 以下	DO mg/ 以下	大腸菌群数 MPN/100m
AA	水道, 水産1級 自然環境保全	6.5～8.5	1	1	7.5	50
A	水道2, 3級 水産2級	6.5～8.5	3	5	7.5	1000
B	水産3級 工業用水1級	6.5～8.5	5	15	5	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0～8.5	8	ゴミ等の浮遊が認められない	2	-

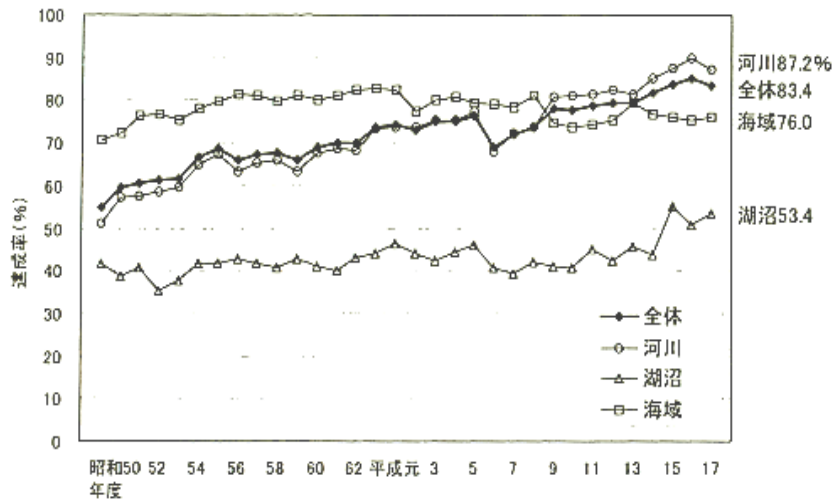


図3 生活環境項目 (BOD 又は COD) の環境基準達成状況の推移

日本第2の湖沼である霞ヶ浦のCOD、T-N、T-Pが図4に示してある。

CODは1991年頃から上昇傾向にあるが、T-Nは横ばい状況である。

一方、T-Pは1990年頃から急増している。その他の湖沼についてもCOD、T-N、T-Pとも横ばいあるいは上昇傾向にある場合が多く、水質が向上している湖沼はほとんど見当たらない。

このように日本では、湖沼の水質が悪くさまざまな利水障害（とくに水道利用への障害）がきたしているので、従来の水質汚濁防止法による規制では不十分であると認識され、1984年に湖沼水質保全特別措置法が策定され、1985年から施行された。この湖沼法では、指定湖沼の制度があり、現在図5に示す10の湖沼が指定されている。いずれの湖沼もT-N、T-Pともに環境基準はもちろんのこと、水質保全計画を策定したときに決めた水質目標値が達成できる見込みは少ない。

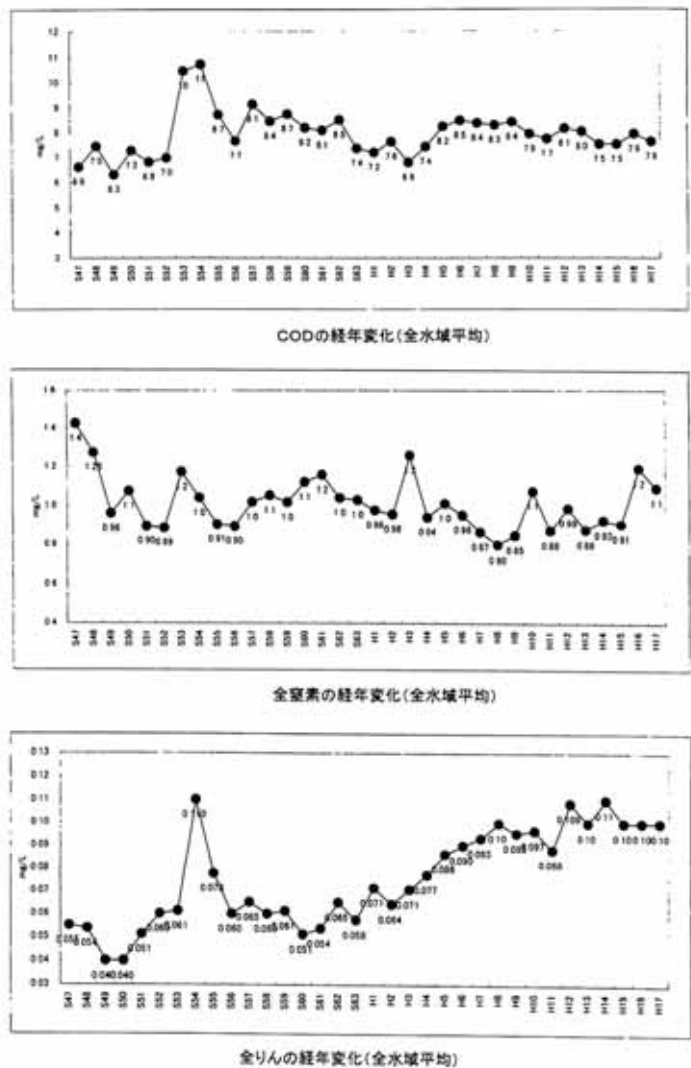


図4 霞ヶ浦全水域の経年水質変化

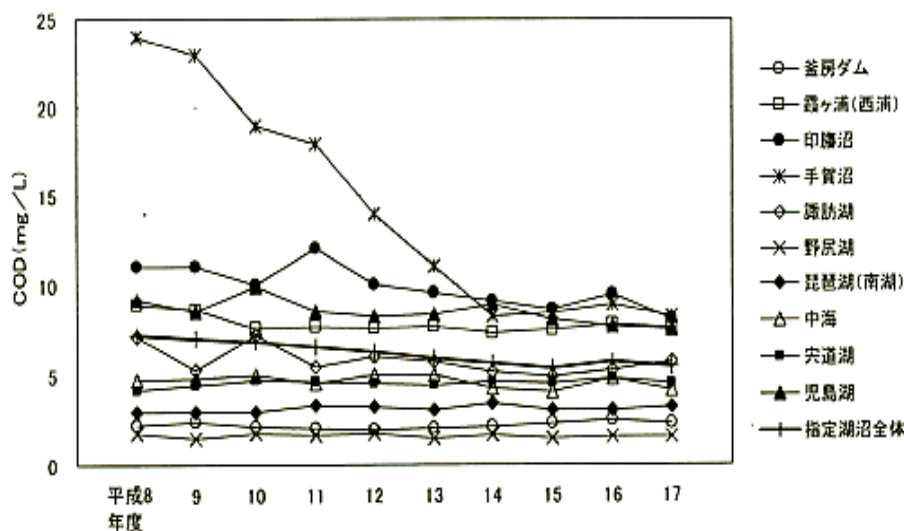


図5 指定湖沼の水質状況の推移 (COD 年間平均値)

また、海域の窒素・リンに関わる環境基準は1993年に策定され、閉鎖性の高い水域として指定されている88の水域が対象となっている。類型あてはめが完了した東京湾、大阪湾など広域的な閉鎖性海域の適合率は50.0%と低い。

一方、26にわたる健康項目のうち不適合の項目は、硝酸性および亜硝酸性窒素、ふっ素、鉛、砒素、ジクロロメタン等であり、チウラム、シマジン、ベンゼン、セレンなど17項目については基準値を超過する地点はない。

また地下水の概況調査(2005年度)では、環境基準を超える項目は砒素(1.8%)、トリクロロエチレン(0.3%)、テトラクロロエチレン(0.2%)、硝酸性及び亜硝酸性窒素(4.2%)、ふっ素(0.8%)である。なお、地下水の硝酸性窒素は30~50mg/に達している地域もみられる。表5にはわが国における水質の重要課題を示してある。

表5 21世紀初頭の水環境問題

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 閉鎖性水域の富栄養化 2. 有害化学物質の汚染の多様化・広域化 3. 地下水汚染の進行 4. 中小河川の有機汚濁 5. 非特定発生源(流出水)による汚濁 6. 水生生物の減少・多様性低下 7. 水辺環境(水辺地)の喪失 8. 水循環の遮断, 水量の減少 |
|--|

表6には当面の水環境保全施策が示されている。埼玉県は綾瀬川、不老川など全国的に汚濁されている河川があり、その清流への再生が急がれる。小山川、元小山川は汚濁と合わせて流量が低下しており、湧水の復活と他の河川からの導水事業が進められている。また埼玉県の魚に指定されているムサシトミオが定住できるビオトープの整備も考えられている。

表6 当面の水環境保全施策

1. 排水からの窒素・リン除去の実施とその強化
2. 小規模・未規制排水対策の実施, 特に畜産排水対策の強化
3. 面源(流出水), 特に市街地排水, 農業排水からの負荷削減
4. 窒素・リン除去型浄化槽の普及と単独処理浄化槽のそれへの転換
5. 総量規制の着実な実施
6. 水生生物の保全, とくに水辺地の回復, 多自然型河川やビオトープづくり
7. 地下水の涵養
8. 耕作放棄地や休耕田の減少化
9. 森林, 平地林, 湿地等の保護・育成
10. 児童・生徒の環境教育と水環境保全への参加
11. 地域住民への意識啓発と住民参加
12. 水環境研究の活性化と技術開発の促進

6. おわりに

滋賀県ではすでに温室効果ガス50%削減の行動計画をつくり、実践を始めようとしている。全国一斉はすぐには無理であるとしても、エコタウンあるいはエコ地域を埼玉県でもモデル的につくり上げ、そこに関わるNPO、NGO、地域団体、行政、住民、産業界、科学者、技術者等の全ての主体が一体となって、それを核にしてエコ社会づくりを波及させたらよいのではないかと考えられる。

そのなかで、子どもたちが元気で遊べる里山、里川、里海(湖)などの環境づくりが大きな目標として取り上げられることを期待したい。

本文で示したように、地球温暖化はIPCCの報告にあるように、加速化、深刻化する可能性が高く、私たち一人一人の温暖化対策は、行政に任せるのではなく、待ったなしであることを肝に銘ずるべきである。

2007年6月には、環境立国戦略が策定され、2008年に向けて国際的にもイニシアチブが発揮され、埼玉県も環境優先が高く掲げられるであろう。(以上)



30 周年記念式典

平成19年6月22日に大宮サンパレスにおきまして30周年記念式典が開催されました。埼環協副会長の開会宣言の後、式典に先立ちまして、埼玉県環境科学国際センター総長の須藤隆一先生から「環境行政をめぐる課題と展望」というテーマの特別講演を拝聴させて頂きました（詳しくは本書13ページから記載してあります）。講演の後、部屋を代えまして17時より30周年記念式典が執り行われました。式典には埼玉県環境部、埼玉県商工労働部、(社)日本環境測定分析協会、東京都環境計量協議会会長、千葉県環境計量協議会会長、神奈川県環境計量協議会会長などご来賓の方々並びに埼環協会員各社が集い、計58名のご参加を頂きました。

埼環協会長挨拶に続きまして、埼玉県知事及び(社)日本環境測定分析協会会長に祝辞を賜りました。



埼環協会長 田中孝一



埼玉県知事挨拶

(代読埼玉県環境部環境政策課主幹 宮原優氏)



日本環境測定分析協会 会長挨拶
(代読 日環協専務理事 山村修蔵氏)



埼環協副会長 山崎研一

引き続き、来賓の方々が紹介されました。



埼玉県からのご来賓



関係団体からのご来賓と会長

当協議会の運営と発展に深く寄与頂きました元会長 伊藤修 氏 (株式会社環境総合研究所) 並びに前副会長 吉野邦治氏 (社団法人埼玉県環境検査研究協会) に感謝状と記念品が授与されました。



そして伊藤氏のご挨拶のあと、祝賀会へと進み、吉野元副会長のご挨拶、広瀬顧問による乾杯のご発声が行われました。



伊藤 修 氏



吉野 邦治 氏

祝賀会も佳境に入りますと各県単の会長さん方からも、飛び入り(?)のご挨拶がありました。



広瀬 一豊 顧問



東環協会長 鈴木 幹夫 氏



神環協会長 石渡 裕 氏



千環協会長 津上 昌平 氏

記念式典のスタッフ



清水学 副会長



赤木利晴 総務委員長



鈴木竜一 業務委員長



福田比佐志 技術委員長

祝賀会風景





アトラクションの様子

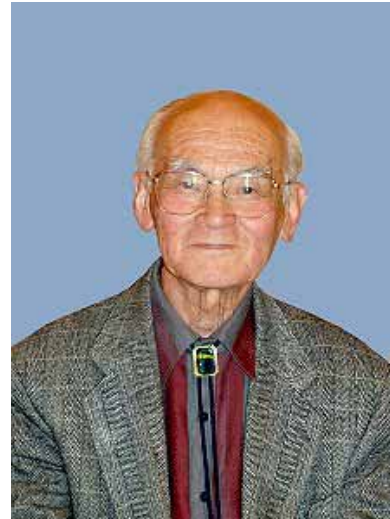


終盤は柳亭 舞さんの南京たますだれのアトラクションで大いに盛り上がり、あっという間の2時間でした。

回 想 録

30周年に想う

広瀬 一豊



埼玉県環境計量協議会の30周年、「本当におめでとうございます」と心からの祝辞を申し上げます。昭和52年(1977)3月17日に発起人会、同年11月18日、浦和市埼玉会館で設立総会、このときの会員数は26事業所でした。技術部会・業務部会の開始が昭和59年7月、「埼環協ニュース」の発行は昭和62年7月、随分と遅れた発行だったのですが、設立以来10年を経過してやっとB5版4ページのニュースの発行が出来たというような状況だったわけです。

本ニュース 150号(2000.6.1発行)に『ニュース 150号に想う』という記事を書いたのですが、その一部分を引用しますと、

「当時の会員は33社、技術部会、業務部会はあったものの開催頻度も少なくメンバーも僅かだった。協議会の活動状況を全会員に提供し、会の活動を活発にしたいとの考えでニュースの発行を提案したのであるが、問題は経費である。会費収入が約100万円、これでは印刷方式は無理との判断のもとにワープロ打ち、コピー方式でスタートした。(中略)

ともかく記事を集めて毎月発行するのに苦労した記憶があるが、それを思うと現在の各委員会の活動の活発さには改めて敬意を表さずにはいられない」

150号から200号に移るのを契機にA4版、100ページの立派なニュースになったのですが、それに歩調を合わせるように各委員会の活動も華やかであるし、会員数も増加、見学会、クロスチェック、研究発表会なども立派になってきました。文字通り隔世の感があります。ここまでの発展を支えてこられた役員の皆々さん、会員事業所の皆々さんに心からの敬意を表する次第です。

「日々に新たなり」という言葉は私の好きな言葉で、乾杯の挨拶の際にも口にしたことがありますのでご記憶の方もあるかと思いますが、まさに「日々に新たに」、新たな発展を目指して頂きたいと思います。

しかし、環境計量証明を取り巻く周辺の状況は必ずしも良好とは言えないように感じています。

今年の『環境と測定技術』誌の年頭所感の中で、環境省大気環境課の松井課長さんがこういったことを書いておられました。

「環境測定は大きな変革期を迎えていると考えられます。この変革を望ましい方向に導くため、国、地方公共団体、民間機関のそれぞれに対し、適切な役割分担の下での努力が求められています。国においては、環境測定のシステム全体が有効に機能するよう、現状のシステムについて必要があれば見直しを行うとともに、地方公共団体や民間機関に対する支援措置を講じる必要があります」

具体的なことは何も書かれていませんし、その後の動きもはっきりしませんけれど、大きな変革期を迎えているという認識は必要じゃないかと思います。

「大きな問題というのは、問題を抱えているのを自覚していない人たちのところにある」これは戦後日本の製造業に品質管理の極意を教えた米国の統計学者デミング博士の言葉と言われますが、管理者は現場に出て自分で問題を探せということのようです。

デミング博士は品質管理の14ポイントを挙げていますが、その幾つかを紹介しますと、「品質は工程最初から織り込め」「価格で仕入れ業者を決めるな」「数値目標やノルマを止めろ」「現場の仕事への誇りを奪うな」……。

また、「サーカスの小象」という話もあります。サーカスで人気の象は必ず小象の時にサーカスに入団する。入団した小象は逃げないように鎖に繋がれて飼育される。当然、親恋しさに逃げようとするが、小象の力では鎖を切ることは出来ず、そのうち小象は鎖は切れないものと決めて逃げ出すことを諦めてしまう。そのうち、小象は大きくなって大人の象になるが、サーカスの象は大人になっても鎖を切って逃げ出すことはしないとされる。大人の象の力は相当なもので、鎖で縛り付けることは到底出来ないと言われるが、小象の時の経験で鎖は切れないと決めてしまっているから、逃げ出そうとはしないのだと言われる。

ここで言われているのは固定観念に縛られるなということです。自分が「当たり前」と思っていることを見直すのは大変なことですが、時々はそのような発想も必要でしょう。

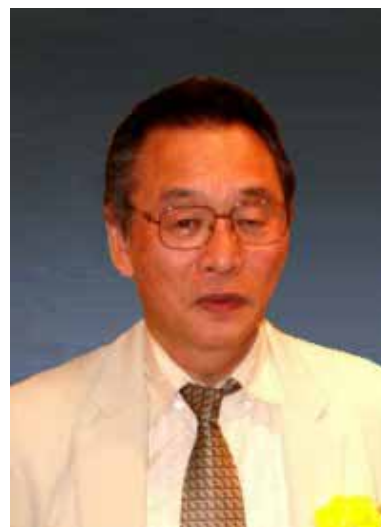
《もう一つ問題点は、この業界には市場原理が入っていないということです。より安く、より正確に分析した事業所が、市場で優位を占めるというのが原則です。分析方法がなんでもあれ、正確な分析結果をより早く出す、そういう立場で競争し、市場を獲得していく、それが市場原理ですけれど、それが通用しないことがこの業界をだめにしているのではないかと思います。公定方法による分析が義務付けられている、それに甘えていてより早く、より正確な分析方法を求めようとしない、ここまで言うと叱られそうですが、敢えて言わせてもらえばそういうことではないですか》

これを読んで何か記憶があるなと感じられた方があるかもしれませんが、会員事業所を訪問した際の言葉です。これも発想の転換ということの一つではないでしょうか。

妄言を並べ過ぎたかも知れませんが、意のあるところを察していただいて、益々の発展を目指して頂きたいと心からお祈りします。

埼環協30周年に寄せて (この10年を顧みて)

(埼環協 元会長)
(株)環境総合研究所
代表取締役 伊藤 修



埼玉県環境計量協議会設立30周年おめでとうございます。たまたま埼環協が20周年を迎えたとき会長を仰せ付かっておりましたが、あれから10年、時の経つのは速いと申しますが、なにか動く歩道の上をゆっくり歩いているような不思議な感じがしています。

時間を10年さかのぼって業界を取り巻く状況を見てみますと、環境測定分析に対する具体的な精度管理のやり方の提示、ISO9000、14000、試験所認定制度及び地球温暖化等々、キーワードとなる言葉は現在とさほど変わっていない気がします。

平成14年の計量法改正により、一部ISO/IEC17025：試験所認定制度を取り入れた特定計量証明事業登録制度（MLAP）が導入され、さらに現在その5年後の計量法改訂の準備が進められており、従来の計量証明事業登録制度にISO/IEC17025：試験所認定制度の導入が考えられているようです。これは、計量証明事業登録が計量法という国内での強制法による適合性評価制度に他ならないからだと考えられます。

適合性評価制度に用いる規格は、WTO/TBT協定に基づき国際規格との整合化が要求され、強制法の分野では、平成22年までに実行しなければならないことになっているからです。

1990年代に入り、地球温暖化が人類を含めた生物界全体に深刻な影響を与えることが指摘され、2001年にIPCCが発表した第3次評価報告書の中で、温暖化はほぼ確実に人類の活動によるものだと結論づけています。地球温暖化は、すでに異常気象などとして日常生活にも影響をもたらしていますが、今後この状態が継続すると、30年後には極地の氷が解けるなどの重大な事態が発生するといった予測もされています。

30年という年月は、新たな産業が興って一つの自立した産業として社会的に認知されるのに必要な年月といわれています。したがって、環境計量証明自業もようやく独り立ちしたのかと思います。

このように成長した業界の同業者団体の存在意義はますます大きくなり、運営方針等も自ずと変わらなければならない面も多々有るものと思います。30年という一つの節目をさらなる出発点として40年、50年を一里塚とし、力強く、“一步一步”進んで行くことが大切なことと思います。

回想録 (風として吹き渡っている 清水前会長に感謝して)

(埼環協 前副会長)
(社)埼玉県環境検査研究協会
理事 吉野 邦治



平成 13 年 5 月に推挙されてから、3 期 6 年間、副会長職及び会長代行を勤めさせていただきました。

埼玉県下、推定 100 億円余の環境計量業界の市場規模を一層拡大するため、埼玉県環境計量協議会を対外的にアピールするのが私の主な仕事でした。このために、「埼環協ニュース」を改題して、会員間の情報誌とは区別し強化して行政機関等に配布するとともに、「ホームページ」を立ち上げ、仕事の問い合わせにホームページの会員欄から選んでもらうようにしました。県のパンフレットに環境計量協議会に問い合わせるように案内されたりして、問い合わせもあり、効果があったと思います。なにより、この 6 年間、協議会会員 60 社は厳しい経営環境の中、倒産がなく、「環境計量業界のアピール」と「技術力の切磋琢磨」を続けることが出来たことを会員各社とともに喜びたいと思います。この間、私は 2 人の会長の補佐をしましたが、この 30 周年記念誌に書く立場にありながら、書きたくても書けない清水前会長のことを少し記して、私の回想録としたいと思います。

平成 15 年 1 月、新春講演会の様子を会場から入院先に電話でご報告したのが、最後となりました。若いころの輸血が肝炎を招いたようで、志の途中で無念であったと思います。平成 13 年度からのほぼ 2 年間、清水前会長は特に(社)埼玉県計量協会との関係に腐心いたしました。計量 6 団体の連合体から(社)埼玉県計量協会に 1 本化する県の動きがありました。結局、環境計量部門は、伊藤元会長のアイデアで「賛助会員」として、継続して協働していくことに落ち着きました。何度も何度も埼玉県計量検定所の会議室に出向き、先方の役員さんとお話しましたから、円満に軟着陸できたのは清水前会長の熱意のおかげと思っています。

私は清水会長の急逝を受けて、残りの期間の会長を代行いたしました。その後の役員交代時に若い現田中会長を得て、委員長主体の組織改革をし、一段と活動的になることが出来ました。清水前会長が創業したアルファー・ラボラトリー(株)は息子の「清水学」さんが引き継いだのですが、急なことでしたから心配でお墓で眠っていられず、風となってこの 5 年間息子さんを応援したに違いありません。私も時折、ふっと清水前会長の風を感じることがありました。とくに十八番であった井上揚水の歌が聞こえてくると、ありありと目前に現れます。今後も協議会及び会員各社を見守ってくださると思っています。清水さん、ありがとうございました。

一時、環境計測業務から離れますが、広瀬顧問を見習って、体の動く限り、環境分野に貢献したいと願っております。お読みいただいた方々のご多幸をお祈り申し上げます。

小泉四郎氏は、埼玉県環境計量協議会の理事を平成7年から平成16年までの10年間勤められ、特に編集（現広報）委員長として埼環協の情報発信源として無くてはならない存在でした。現在でも広報委員として埼環協通信と埼環協ニュースを盛りたてて頂いておりますが、その中に用いられている写真のほとんどが小泉氏ご提供のものであることはあまり知られておりません。そこで当編集委員から小泉氏に、永年のご協力に対して感謝の気持ちでご寄稿をお願いしましたところ、ご快諾していただきました。本当にありがとうございました。
(広報委員会一同)

山の写真を撮る話

(株)産業分析センター
小泉 四郎



富士山

下手な鉄砲も数撃ちゃ当たるとか言います、シャッターも数多く押せばたまには良い写真も撮れそうに思うのですが、富士山の様に高い山はなかなかそう行かない。毎年の事ですが埼環協ニュースの正月号には見栄えのする写真をと努力しています。2005年の秋は富士山の見える所へのハイキングを5回ほどしました、ですが行ってみて富士山が見えたのは僅か2回でした。その中で自分のイメージしたものを撮ろうとするにはよほど運が良いか、日数を掛けるかでもしないと駄目な様で、暇のない私にはなかなか難しいものです。

2005.10.22(土)

この日はこの秋初めての冷え込みで、富士山が僅かに冠雪した日でした。翌日の日曜日は良く晴れた日です。予測どおりの天気になりました。

早速、新宿発の快速電車とバスを乗り継いで河口湖の上の天下茶屋へと直行しました。天気に恵まれ富士山が非常に良く見えていました。ここは富士山景観の名所ですから当然カメラとその三脚の放列です。場所が空くのを待ってその列の中に入り、しばらく写真撮影を楽しみました。その後、少し坂を登るとまた違ったアングルがありました。紅葉にはまだ早い時期でしたが、ここの場所だけ少し紅葉していて、これを適当に利用してシャッターを切りました。3～4人の人達と雑談をしながら場所を譲り合って撮影を楽しみました。

この後、更に御坂山を越えた所を知る人ぞ知る富士山の景観ポイントがあります、私が



そこに行くと話したら、ある人は「車で来ているし、登山は苦手でしかもハイキング装備とカメラと三脚を持てば相当な重量でとても行けません」と羨ましがられました。

一人登山は近い所もやたら遠く感じます。

やっとの思いでそのポイントに着きました。天候は雲一つ無い快晴、富士山は裾から裾までクッキリと、何の障害もなくよく見え、眼下には河口湖と家並みまで見えていました。

ここもまた絶景でした。

苦労した甲斐はありましたが？あまりもよく見えすぎて、ご覧の作品でした。

運が良かったのか悪かったのか？下山はすーごくきつかったです。



2005.11.20(日)

埼環協ニュース204号とびらの写真は、河口湖が紅葉の季節でもみじが真っ赤に色づいた時の1枚です。河口湖紅葉祭りとかで大勢の観光客で賑わっていました。

本来は早朝か、逆に夕方の方が良かったのかも知れません。雲の具合で正午ころの写真となり富士山のコントラストがもう少しと言ったところです。雲があり流れているので風景は目まぐるしく変化していました。この時と思ったとき必ずシャッターを切らないともうチャンスは巡って来ません。この日は2時頃まで富士山が良く見えていました。



その他の山の写真も既に何回か掲載させてもらいましたが今号はカラーということで再度掲載させていただきます。

世界一高い山並みヒマラヤに挑戦 (埼環協ニュース207号から)

2006.3.12 ヒマラヤの山々を撮ると観光を兼ねてネパール観光ツアーに参加しました。世界の最高峰エベレストとヒマラヤの山々ともなればそう気軽に撮りに出掛かける訳にはいきません。今回は最初で最後のトライと思います。

2006.3.13 ネパールでの第一日は首都カトマンズから北東にあるナガルコットに宿泊、ホテルは標高2100メートルの尾根上にありました。ヒマラヤのランタン系の山々が素晴らしく良く見える所です。ホテルからその全姿が見えたのには驚きです。スケールがあまりに大き過ぎてポイントために苦労しました。ここでのヒマラヤの朝日観賞も素晴らしいものでした。



ホテルの庭から見えるランタン連峰



Dome Blanc(6830m) Dorje Lakpa(6988m)

2006.3.14 第二日アンナプルナ系の山々を見るため、カトマンズから北西、ポカラに移動、宿泊、翌朝ホテルを5時にバスで出発、登山口から30分ほどの山登りで見た風景です。

アンナプルナの大絶景でした。私が撮った山の写真のトップ級一枚になりました。



アンナプルナ連峰(6000~8000m級)



Machhapuchhare (6997m)

マチャプチャレはヒマラヤの中でも形がきれいで地元人々は「魚の尾」の愛称で呼んでいます。

翌朝もこの山を違った角度から見るため別の山に登りましたが、雲で見えませんでした。ここでも高い山の風景はそうは簡単に続けては見られないものだ実感しました、むしろ昨日がラッキーだったのかも知れません。

2006.3.16 エベレストにトライ

8000m 級ともなればやはり雲がかかりベストシーズンを外れると見られない事が多いのだそうです。またエベレスト近くには簡単には入れませんから遊覧飛行があります。カトマンズのホテルを5時30分に出発し空港に行く、チケットを受け取りロービーで待つこと1時間、カトマンズの天気は良かったのですがエベレスト付近は視界不良という事で欠航です、“がっかり”してホテルへ引き返しました。明日の再トライに期待して。明日はネパール旅行の最終日なのです。

2006.3.17 再トライ

今日がラストチャンスです。5時30分出発、空港へ、チケットを受け取り、今度はロービーで待つこともなく直ちに16人乗りの双発機へ、私達一行は2グループに分かれて乗り込む、エンジンも掛かり滑走路へ進む、しばらくして飛行機が滑走路手前で停止し乗務員が我々の案内人に何か事情を説明していました、内容は「ヒマラヤの山々は見えるがエベレストの山頂だけが雲で見えない、キャンセルするかそれでも飛ぶか」を聞いてきたらしい、幸いこの飛行機には我々だけだったので「山頂が見えなくても近くまで行こう」相談はすぐとまり、離陸へ。別のグループは雑居で意見が分かれキャンセルとなっらしい。気の毒でした。

飛行機は手始めに13日にナガルコットで見たランタン連峰を始めとして素晴らしいヒマラヤの大パノラマが連続して展開していました。天候は良く晴、視界は絶好、感激でした。

乗客一人一人ずつ順番にコックピットに案内されそこからの景観も体験させてもらえました。

！！ラッキー！！ 私の番はコックピットからヒマラヤが見えている時？でした。



エベレスト(8844m)全姿は雲の中でその合間に僅かに山頂が

出発時の予告通りエベレストの山頂付近だけが雲に隠れていました。それでも何枚か撮った中に僅かに山頂の姿が写った写真がありました。季節を変え何回が行かないと思うような姿は撮れないのでしょうか。 再トライ？ 一寸無理でしょうね。

スイスアルプス（埼環協にユース178号）

5年前、スイス3大名峰の旅に参加しました、モンブラン、アイガーそしてマッターホルンです。やはり思い通りに山は見られませんでした。モンブラン・アイガーは山頂のすぐそば、そのふところに居ながら霧と雪で頂上の撮影は出来ませんでした。マッターホルンだけは幸運にもその雄姿を堪能出来ました。 山の写真撮影はいつも確率が良くありません。



マッターホルン 4478m

朝日に輝くマッターホルン



そろそろ2008年正月号用の写真の準備にかからなくてはなりません。

埼環協の概要

埼環協 10年の歩み

- 平成9年 ~ 平成18年 -

10年前、埼環協20年史において昭和63年からの10年を振り返ったが、そのときに比べさらに環境問題を取り巻く社会情勢は、複雑且つ深刻化してきていると感じる10年であった。主な法律の改正、制定は以下の通りである。(平成8年度からの改正等について記した。)

平成8年4月25日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成8年5月9日	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(有害大気汚染物質対策の導入等)
平成8年5月17日	容器包装リサイクル法第7条に基づく再商品化計画の策定・公表
平成8年5月23日	「CFC破壊処理ガイドライン」公表
平成8年6月5日	「下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律」公布
平成8年6月5日	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布(地下水の浄化措置命令制度及び油事故等の措置命令制度の導入)
平成8年7月2日	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第5条第1項の規定に基づく指定地域」告示
平成8年7月5日	「水質汚濁防止法施行令」及び「水質汚濁防止法施行規則」公布(地下水の浄化措置命令制度及び油事故時の措置命令制度)
平成8年8月1日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項の規定に基づき、同項第1号から第3号に掲げる事項を定めた件の一部を改正する件」告示(HCFC、臭化メチルの基準限度の変更)
平成8年8月30日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(臭化メチルのオゾン破壊係数の変更等)
平成8年9月5日	環境カウンセラー登録制度実施規程の告示
平成8年9月19日	「水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法」を告示
平成8年10月25日	「大気汚染に係る環境基準」及び「二酸化窒素に係る環境基準」の改正を告示
平成8年10月29日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成8年11月15日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項の規定に基づき、同項第1号から第3号に掲げる事項を定めた件の一部を改正する件」告示(臭化メチルの基準限度の変更)
平成8年11月27日	「下水道法施行令の一部を改正する政令」公布
平成8年12月20日	「騒音規制法施行令の一部を改正する政令」公布(切断機及びバックホウ等を使用する作業を特定施設及び特定建設作業として追加)

平成 8 年 12 月 20 日	「自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件」告示(乗用車等の騒音規制の強化)
平成 8 年 12 月 27 日	容器包装リサイクル法の本格施行に必要な主務省令・告示等の公表
平成 9 年 1 月 24 日	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質に指定等)
平成 9 年 1 月 31 日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成 9 年 2 月 4 日	「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準」告示
平成 9 年 2 月 6 日	「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」公布(特定粉じん排出等作業に係る作業基準の設定等)
平成 9 年 2 月 6 日	「指定物質抑制基準」告示(大気汚染防止法の指定物質に係る排出抑制基準の設定)
平成 9 年 3 月 13 日	「地下水の水質の汚濁に係る環境基準について」告示
平成 9 年 3 月 27 日	「大気汚染防止法第 2 条第 6 項の自動車を定める省令の一部を改正する総理府令」公布(二輪車を規制対象に追加)
平成 9 年 3 月 28 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定
平成 9 年 3 月 31 日	「自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件」告示(二輪車の排出ガス規制の導入及び四輪車の排出ガス規制の強化)
平成 9 年 3 月 31 日	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定める件の一部を改正する件」告示(軽油中の硫黄分の低減)
平成 9 年 4 月 3 日	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づきヤンバルテナゴコガネ、ゴイシツバメシジミの保護増殖事業計画を策定
平成 9 年 4 月 22 日	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正
平成 9 年 4 月 28 日	「播磨灘北西部等の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定」告示
平成 9 年 4 月 30 日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成 9 年 6 月 18 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布(廃棄物の減量及び再生利用の推進、廃棄物処理施設の設置手続等の見直し、不法投棄対策等)
平成 9 年 8 月 29 日	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等公布(廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉に係るダイオキシン類対策)
平成 9 年 8 月 29 日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成 9 年 8 月 29 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(ダイオキシン対策、最終処分場の設置許可に係る規模要件の撤廃)
平成 9 年 9 月 5 日	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づきアツモリソウ、ホテイアツモリソウを国内希少野生動植物種(特定国内希少野生動植物種)に、コンセイインコほか 2 種を国際希少野生動植物種に指定

	(国内種については11月1日、国際種については9月18日施行)
平成9年9月22日	「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを定める件」公布
平成9年12月3日	「環境影響評価法施行令」公布(法の対象となる事業の範囲を定める)
平成9年12月5日	「自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件」告示(小型車の一部等の騒音規制の強化)
平成9年12月10日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令」公布(安定型産業廃棄物に係る埋立処分基準の見直し、有害な産業廃棄物の埋立処分基準の強化、建設系廃棄物に係る産業廃棄物の範囲の拡大、PCBに係る処分基準等の整備、保管基準の強化等)
平成9年12月12日	環境影響評価法に基づく基本的事項を告示(環境影響評価の技術的事項について定める)
平成9年12月15日	「悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布(臭気判定士免状の有効期限の延長)
平成9年12月18日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(試験研究・分析用途に用いられるCFC等の生産等を暫定的に1999年末まで延長)
平成9年12月22日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成9年12月26日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等公布(再生利用に係る特例関係)
平成10年2月4日	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(有害液体物質の追加等)
平成10年3月26日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第20条第1項の規定に基づく特定物質の排出抑制・使用合理化の一部を改正する件」告示(同指針に臭化メチルの排出抑制対策を追加)
平成10年4月10日	「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布(廃棄物焼却炉に係るばいじん排出規制強化等)
平成10年4月24日	「土壌汚染に係る環境基準の一部を改正する件」告示
平成10年4月24日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成10年5月20日	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(水質汚濁防止法上の特定施設にPCBの処理に係る産業廃棄物処理施設を追加)
平成10年5月27日	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」公布(油等の防除に関する体制の強化等)
平成10年5月27日	「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び中小企業の事業活動の機会の保全のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布

平成 10 年 6 月 1 日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく同項第 1 号から第 3 号に掲げる事項を改正する件」告示
平成 10 年 6 月 10 日	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令」公布(特別管理産業廃棄物以外の有害物質を含む廃棄物に係る判定基準の整備)
平成 10 年 6 月 16 日	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令」公布(廃棄物最終処分場の構造・維持管理基準の強化・明確化及び廃止基準の設定)
平成 10 年 6 月 16 日	「余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令」公布
平成 10 年 6 月 16 日	「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の理立処分に関する基準の一部を改正する件」告示
平成 10 年 6 月 16 日	「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法を定める件」告示
平成 10 年 6 月 23 日	「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を改正する件」告示
平成 10 年 8 月 31 日	「作物残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正する件」告示
平成 10 年 9 月 24 日	水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正(閉鎖性海域に係る窒素・燐暫定排出基準の見直し)
平成 10 年 9 月 30 日	「自動車排出ガス量の許容限度の改正」告示(ガソリン・LPG 自動車の排出ガス規制の強化)
平成 10 年 9 月 30 日	「騒音に係る環境基準について」告示
平成 10 年 12 月 8 日	「自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正」告示(中型車のバス等の騒音規制の一部強化)
平成 11 年 1 月 29 日	「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」及び「同運用基準」策定
平成 11 年 2 月 22 日	「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示(環境基準に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」「ふっ素」「ほう素」の 3 項目を追加)
平成 11 年 3 月 10 日	「CFC 破壊処理ガイドライン(改訂版)」公表
平成 11 年 3 月 12 日	悪臭防止法施行規則等の一部改正(気体排出口における臭気指数に係る規制基準の算定方法の設定)
平成 11 年 4 月 8 日	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の全面施行、同施行令の施行
平成 11 年 5 月 25 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 11 年 6 月 12 日	「環境影響評価法」施行
平成 11 年 6 月 23 日	「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基

	本方針」告示
平成 11 年 7 月 1 日	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度(告示)」改正(平成 12 年 1 月よりガソリン中のベンゼンを低減)
平成 11 年 7 月 13 日	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」公布
平成 11 年 9 月 24 日	「騒音規制法施行令の一部を改正する政令」公布(規制対象施設の定義に用いられる力の計量単位を「重量トン」から「キロニュートン」へ変更)
平成 11 年 12 月 22 日	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(水質汚濁防止法の特定施設にジクロロメタンによる洗浄施設及びジクロロメタンの蒸留施設を追加)
平成 11 年 12 月 27 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」公布
平成 11 年 12 月 27 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」公布
平成 11 年 12 月 27 日	廃棄物処理法施行令の改正等を内容とする「ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」公布
平成 11 年 12 月 27 日	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚染及び土壌汚染に係る環境基準について」告示
平成 12 年 1 月 14 日	「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令(総理府・厚生省令)」等公布
平成 12 年 1 月 15 日	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
平成 12 年 2 月 21 日	「自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正」告示(大型車のトラック等の騒音規制の強化)
平成 12 年 3 月 2 日	「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」公布
平成 12 年 3 月 28 日	「振動規制法施行規則の一部を改正する総理府令」公布
平成 12 年 3 月 29 日	「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の一部を改正する政令」公布(水質汚濁に係る環境基準について政府が指定する水域を定めたこと等)
平成 12 年 3 月 29 日	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」公布
平成 12 年 3 月 29 日	「有明海の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定」告示
平成 12 年 3 月 30 日	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」(化学物質管理指針)告示
平成 12 年 6 月 15 日	「悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布
平成 12 年 9 月 1 日	「大気中微小粒子状物質(PM2.5)質量濃度測定方法暫定マニュアル」作成
平成 12 年 9 月 5 日	「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について」告示

平成 12 年 10 月 12 日	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」策定
平成 12 年 11 月 30 日	「環境ホルモン戦略計画 SPEED 98」を改訂
平成 12 年 12 月 27 日	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(第 1 種特定化学物質に 2 物質追加)
平成 13 年 3 月 14 日	「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 3 月 21 日	「悪臭防止法施行規則の一部を改正する環境省令」公布
平成 13 年 3 月 28 日	「土壌の汚染に係る環境基準を定める件の一部を改正する件」告示
平成 13 年 3 月 30 日	「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」告示
平成 13 年 3 月 30 日	「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」公表
平成 13 年 3 月 30 日	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則」公布
平成 13 年 4 月 1 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律」全面施行
平成 13 年 4 月 26 日	「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 5 月 1 日	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行
平成 13 年 5 月 7 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項に基づく「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」告示
平成 13 年 5 月 30 日	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」告示
平成 13 年 5 月 30 日	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」一部施行
平成 13 年 6 月 5 日	「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」改訂・公表
平成 13 年 6 月 13 日	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 6 月 22 日	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布
平成 13 年 6 月 22 日	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」公布
平成 13 年 6 月 27 日	「温泉法の一部を改正する法律」公布
平成 13 年 6 月 27 日	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布
平成 13 年 6 月 27 日	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布
平成 13 年 9 月 19 日	「浄化槽法施行令」公布
平成 13 年 10 月 17 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公

	布
平成 13 年 11 月 9 日	「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 11 月 21 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 12 月 12 日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令」公布
平成 13 年 12 月 12 日	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 12 月 14 日	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 13 年 12 月 21 日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」一部施行
平成 14 年 1 月 23 日	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 2 月 14 日	「温泉法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 3 月 1 日	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 5 月 1 日	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」一部施行
平成 14 年 5 月 29 日	「土壤汚染対策法」公布
平成 14 年 6 月 7 日	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
平成 14 年 6 月 25 日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 6 月 28 日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 14 年 7 月 12 日	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布
平成 14 年 7 月 31 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 9 月 4 日	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 9 月 4 日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 10 月 1 日	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」全面施行
平成 14 年 10 月 23 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 11 月 13 日	「土壤汚染対策法施行令」及び「土壤汚染対策法の施行期日を定める政令」公布
平成 14 年 11 月 15 日	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第 3 条第 1 項の

	規定に基づく同項第1号から第3号に掲げる事項を定めた件の一部を改正する件」公布
平成 14 年 12 月 11 日	「農薬取締法の一部を改正する法律」公布
平成 14 年 12 月 20 日	「使用済自動車等の再資源化等に関する法律の施行期日を定める政令」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令」公布
平成 14 年 12 月 26 日	「騒音規制法施行令等の一部を改正する政令」公布
平成 14 年 12 月 26 日	「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 1 月 15 日	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 2 月 14 日	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件」公布
平成 15 年 2 月 15 日	「土壌汚染対策法」施行
平成 15 年 4 月 4 日	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 6 月 18 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
平成 15 年 6 月 18 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 8 月 1 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 10 月 1 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 11 月 5 日	「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」公布
平成 15 年 11 月 8 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 15 年 12 月 1 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」施行
平成 15 年 12 月 17 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令」公布
平成 15 年 12 月 24 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 16 年 1 月 21 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 16 年 3 月 19 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
平成 16 年 3 月 20 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布
平成 16 年 4 月 28 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
平成 16 年 5 月 26 日	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布
平成 16 年 5 月 31 日	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布

平成 16 年 9 月 27 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」 公布
平成 16 年 9 月 29 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期 日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一 部を改正する政令」公布
平成 16 年 10 月 27 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終 処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 の一部を改正する省令」公布
平成 16 年 11 月 1 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」 施行
平成 16 年 12 月 27 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 17 年 1 月 6 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公 布
平成 17 年 2 月 24 日	「温泉法施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 17 年 3 月 7 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」 公布
平成 17 年 3 月 28 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省 令」公布
平成 17 年 5 月 18 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」公布
平成 17 年 5 月 20 日	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布
平成 17 年 5 月 27 日	「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 17 年 6 月 10 日	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法 施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 17 年 6 月 17 日	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
平成 17 年 8 月 9 日	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令」公布
平成 17 年 9 月 13 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省 令」公布
平成 17 年 9 月 30 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃 棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する 政令」公布
平成 17 年 12 月 21 日	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」及び「大気汚染防止法 施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 18 年 1 月 31 日	「水質汚濁防止法の排水基準を定める省令の改正」の公布
平成 18 年 2 月 10 日	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決 定
平成 18 年 2 月 10 日	「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布
平成 18 年 2 月 10 日	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一 部を改正する法律案」公布

平成 18 年 3 月 10 日	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 18 年 3 月 10 日	「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令」「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令」「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」公布
平成 18 年 3 月 23 日	「湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布
平成 18 年 3 月 29 日	「湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布
平成 18 年 3 月 29 日	「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」ほか公布
平成 18 年 3 月 30 日	「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令」公布

これを見ると、ダイオキシン類問題の表面化、環境ホルモンをはじめとする未規制物質の人間への脅威が一気に噴出し、社会問題となった10年であるといえる。さらには地球規模での問題として温暖化は、人類の存続へ影をおとす問題であり、政治的な議論の場においても温暖化問題を抜きに語れない話題となっている。

さらに平成15年10月に施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」により、教育の現場においても環境問題を正しく認識し、取り組んでいく人材を育てることが決められたことで、環境学習へのかかわりも増加してきたことが、20年前からの10年と大きく異なる変化である。

我々環境計量を生業とする事業者においての変化に目を転じると、今までのppmオーダーでの分析が、ppt、ppbオーダーへの分析へと移行してきたところに、大きな変化のあった10年であった。そこには極めて高精度の分析が求められるとともに、トレーサビリティについても厳しく求められ、そのデータの重要性はますます高まってきたともいえる。分析方法についても当然のこととして、高い技術力が求められ、一例としてMLAPの制定などが挙げられる。

今後とも環境問題を取り巻く情勢は深刻化していくことは疑う余地に無いところであり、埼環協においても益々の研鑽を積み、環境計量の本質を見誤ることなく社会貢献できるよう念じます。

埼環協の概要

1. 埼玉県環境計量協議会設立趣意

本会は、環境計量の適正な実施の確保と、技術の向上を目的として各種事業を実施し、併せて関係行政機関及び諸団体との連携を密にして、公害対策並びに環境保全に寄与し、社会の要請に応えることを目的に設立された、環境計量証明事業者の団体である。

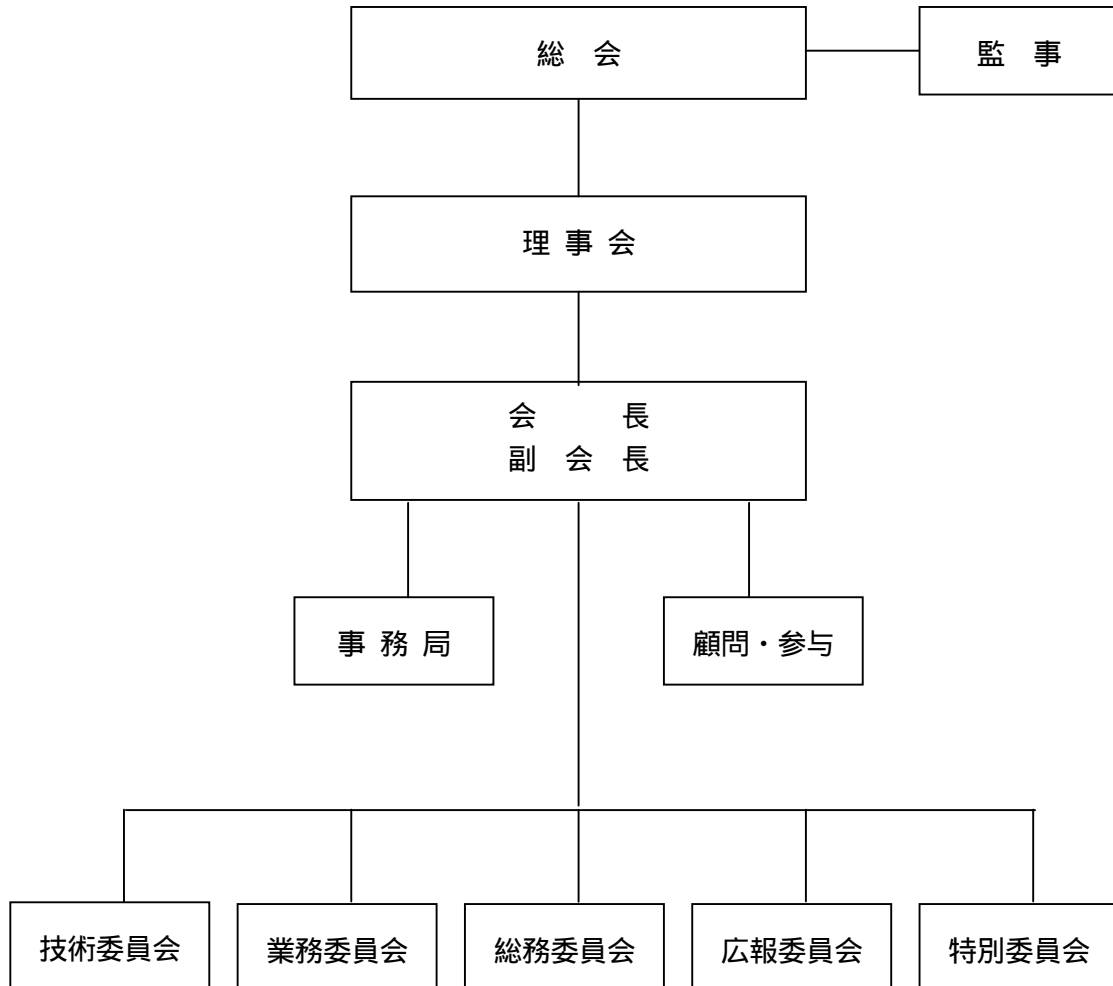
2. 設立及び構成

昭和 52 年 3 月第 1 回の設立発起人会を開催し、同年 11 月 18 日埼玉県知事に登録した 26 事業所により発足した。以降多少の増減はあったが、会員は平成 19 年 7 月現在、58 事業所となっている。

3. 事業

- (1) 協議会は、総務委員会、業務委員会、技術委員会及び広報委員会を主に活動を展開しております。各委員会に、理事はそれぞれ属し、又会員は複数で、自由に各委員会に参加し、自由に活動できるシステムとなっております。
- (2) 会員の個別情報を掲載したホームページを運営しております。
- (3) 会員に協議会活動及び環境に関する情報を知って頂くために埼環協通信（旧埼環協ニュース）を毎月発行し、主要官庁窓口には埼環協ニュースを年 3 回発行しております。
- (4) 研究発表会、特別講演会等広く会員外にも門戸を開放して、多くの行政機関及び関係機関の関係者の参加を得ております。
- (5) 埼玉県環境科学国際センター（技術交流会）等行政機関の行事に参加しております。
- (6) 近隣の環境計量協議会（東京・神奈川・千葉）と首都圏環境計量協議会連絡会を組織し、各事業に参加しております。
- (7) 日環協及び日環協関東支部、北関東環境測定機関連絡会等関係民体の事業に参画若くは参加しております。
- (8) 埼玉県計量協会に加盟し、事業に参画しております。

埼環協の組織



埼玉県環境計量協議会 会則

第1章 総 則

(名 称) 第1条 本会は、埼玉県環境計量協議会と称する。

(事務所) 第2条 本会は、事務局を埼玉県内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的) 第3条 本会は、環境計量に関する技術の向上と会員相互の協調をはかり、環境計量証明事業の円滑公平かつ的確な運営を追求し、併せて社会環境の保全につくし、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかる事業。
(2) その他本会の目的達成に必要な事業。
(3) 目的達成のため、理事会の定める各種委員会を置く。

第3章 会 員

(会員の構成) 第5条 本会の会員は、埼玉県知事に登録している環境計量証明事業者をもって構成する。

(入会及び退会) 第6条 本会に加入しようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

第7条 本会を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

(自動退会) 第8条 本会の会員が下記いずれかの事項に該当した場合、理事会の承認を経て、自動退会の手続きをとるものとする。

1. 埼玉県における環境計量証明事業者登録を取り消されたとき。
2. 破産手続きの開始の申請及びそれに相当する事態が生じたとき。
3. 第10条に定める会費納入の義務を履行しないとき。

(入会金) 第9条 本会に加入しようとするものは、別に定める入会金を納入しなければならない。
2 既に納入済の入会金は如何なる場合でもこれを払い戻さないものとする。

(会費) 第10条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員

(役員) 第11条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名以内

理事 17名以内(会長、副会長を含む)

監事 2名

(役員を選任) 第12条 理事及び監事は、総会においての会員の互選により選出し、会長及び副会長は理事の互選とする。

(役員職務) 第13条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し本会の業務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め会長の定める順位に従いその職務を代行する。

(3) 理事は、委員長もしくは副委員長の任にあたり、会長及び副会長とともに会務の運営にあたる。但し、特殊事情により理事以外の者を委員長もしくは副委員長の任にあたらせる事が適当な場合、理事会の承認をもって、理事以外の者を委員長もしくは副委員長に任命することがある。

(4) 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員任期) 第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員補充が必要な場合には理事会の承認により定める。但し、その補充により選任された役員任期は前任者の残任の期間とする。

3 役員任期満了と云えども後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。

(顧問及び参与) 第15条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の推せんにより会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は本会の運営又は重要会務につき会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

第1節 総則

(会議の種類及び招集) 第16条 会議は総会及び理事会とし、会長が招集し、会議の議長は会長又は出席理事から選出するものとする。

(会議の定数) **第17条** 前条の会議は、それぞれの会議の出席すべき者の1/2以上が出席しなければ成立しないものとする。

(議決) **第18条** 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第2節 総会

(総会の種別) **第19条** 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は年1回事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員の2/3以上もしくは監事の請求があったとき招集する。

(議決事項) **第20条** 総会には次の事項を議決する。

(1) 理事会より送付された事項

(2) 会則の変更

(3) 事業報告及び決算

(4) 事業計画及び予算

(5) その他本会業務に関する重要事項で、会長又は理事会において必要と認められた事項

第3節 理事会

(構成) **第21条** 理事会は理事をもって組織する。

(招集) **第22条** 理事会は、会長が必要と認めるとき又は1/2以上の理事が会議に附すべき事項を提出して請求があったとき招集する。

第6章 会計

(会計) **第23条** 本会の経費は、次の各号及びその他の収入をもってあてる。

(1) 会費及び入会金

(2) 寄付金

(3) 資産より生じた利益

(4) その他雑収入

(財産の管理) **第24条** 本会の財産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

(予算及び決算) **第25条** 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以

内に会長が作成し、事業報告とともに監事の意見を付し総会の承認を得なければならない。

(事業年度及び
会計年度) **第 26 条** 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終る。

第7章 雑 則

(会則に規定
なき事項) **第 27 条** 本会則に定めない事項で第 20 条に規定される事項以外については理事会の議決により定める。

(届出団体
の責務) **第 28 条** 本会は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第 2 条に定められた事業団体として、同第 8 条の規定を遵守する。

(附 則)

- (1) 会則第 26 条の規定に拘わらず昭和52年度は、昭和52年11月18日より昭和53年3月31日までとする。
- (2) 本会則は昭和52年11月18日より施行する。
- (3) 本会則は、平成元年5月18日一部改正する。(役員定数、会議の種類及び招集並に届出団体の責務)
- (4) 本会則は、平成4年5月13日一部改正する。(会費に関する規約)
- (5) 本会則は、平成15年5月23日一部改正する。(運営委員会に関する規約追加)
- (6) 本会則は、平成16年5月10日一部改正する(事務所及び役員の職務に関する規約)。但し、第13条第3項の規約にあっては、平成17年度総会をもって発行するものとする。
- (7) 本会則は、平成19年5月18日一部改定する(自動退会に関する規約)。

規 約

会則第 9 条の規定による入会金は、金 10,000 円とする。

会則第 10 条の規定により会費に関する規約を次のように定める。

第 1 条 会費は年額 50,000 円とする。

第 2 条 会費は毎事業年度始めに1年分を1回に徴収する。

本会の組織に運営委員会を置く。その構成は、総務委員会、広報委員会、業務委員会及び技術委員会からなり、それぞれ委員長及び副委員長兼書記を置く。会員は、少なくとも1つ以上の委員会に参加するよう務めなければならない。

【 会 則 】

年 月 日	総 会	内 容
昭和 52 年 11 月 18 日	設立総会	会則の承認
昭和 59 年 4 月 26 日	第 7 回	(役員)「第 11 条」理事 10 名以内を 15 名以内に変更
平成元年 5 月 18 日	第 13 回	(役員)「第 11 条」理事 15 名以内を 17 名以内に変更 (会議の種類及び招集)「第 16 条」会議の議長は会長とするを、会議の議長は会長又は出席理事から選出するものとするに変更 (届出団体の責務)「第 28 条」本会は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に係る届出団体として定められた行為をおこなうものとする。新規加則
平成 4 年 5 月 13 日	第 16 回	「規約第 1 条」会費は年額 30,000 円とするを、会費は年額 50,000 円に変更
平成 15 年 5 月 23 日	第 27 回	規約に「本会の組織に運営委員会を置く。その構成は、総務委員会、編集委員会、業務委員会及び技術委員会からなり、それぞれ委員長及び書記を置く。会員は、少なくとも1つ以上の委員会に参加するよう務めなければならない。」を新規加則
平成 16 年 5 月 10 日	第 28 回	【事務局の移転に伴い会則の全面改正を行った】 (事務所)「第 2 条」事務所を埼玉県計量検定所内に置くを、事務局を埼玉県内に置くに変更し、旧「第 15 条」(事務局)を全文末梢 (事業)「第 4 条」に(3) 目的達成のため、理事会の定める各種委員会を置くを新規加則 (役員の職務)「第 12 条」(3)理事は、理事会を組織し、会務の運営にあたるを、会長、副会長を除く理事は、規約に規定する委員会の委員長若しくは副委員長兼書記の任にあたり、会務の運営を行うに変更 (招集)「第 22 条」…又は2 / 3以上の理事が…を…又は1 / 2以上の理事が…に変更 その他語句の校正、第 4、5、9、10、11、14、17、18、20、25、28 条
平成 19 年 5 月 10 日	第 31 回	新規加則 (自動退会)「第 8 条」本会の会員が下記いずれかの事項に該当した場合、理事会の承認を経て、自動退会の手続きをとるものとする。 1. 埼玉県における環境計量証明事業者登録を取り消されたとき。 2. 破産手続きの開始の申請及びそれに相当する事態が生じたとき。 3. 第 10 条に定める会費納入の義務を履行しないとき。

【 事 務 所 】

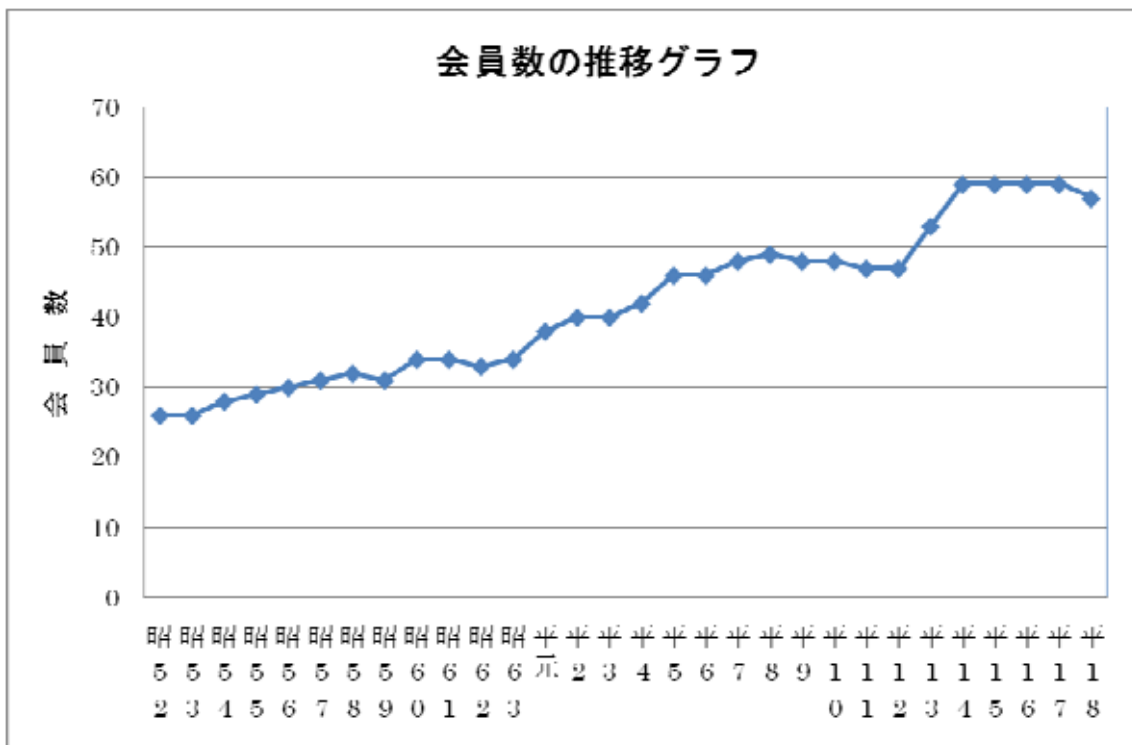
年 月 日	内 容
昭和52年11月18日	浦和市沼影1丁目8番15号（埼玉県計量検定所内）
昭和59年12月27日	大宮市櫛引町2丁目254番地の1（埼玉県計量検定所内）
平成16年4月1日	さいたま市大宮区上小町1302（株環境管理センター内）
平成19年7月2日	さいたま市中央区本町東3-15-12（株環境管理センター内）

【 会員数の推移 】（各年度末現在）

昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57	昭58	昭59	昭60	昭61
26	26	28	29	30	31	32	31	34	34

昭62	昭63	平元	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8
33	34	38	40	40	42	46	46	48	49

平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18
48	48	47	47	53	59	59	59	59	57



【 入退会会員 】

年度 (会員数)	新規入会	退会
平成 9 年 (48)	(有)利根川環境分析センター (株)小松エニー	東燃(株)総合研究所
平成 10 年 (48)	なし	なし
平成 11 年 (47)	(株)テルナイト東京技術センター (有)トーエー環境診断所	三菱マテリアル(株)電子技術研究所 (株)コスモ総合研究所 (株)産業公害医学研究所
平成 12 年 (47)	なし	なし
平成 13 年 (53)	雪印乳業(株)分析センター 環境計量事務所スズムラ (株)苫小牧臨床検査センター (株)宇部三菱セメント研究所埼玉センター (財)化学物質評価研究機構 (株)ダイヤコンサルタント関東支社	なし
平成 14 年 (59)	三菱マテリアル資源開発(株)環境技術センター (株)埼玉環境サービス (株)関東環境科学 (株)東建ジオテック技術開発センター 埼玉ゴム工業(株) (株)武田エンジニアリング 日本環境(株)埼玉支店	信越ポリマー(株)分析センター
平成 15 年 (59)	(株)ビー・エム・エル 中央開発(株)	東日本トランスポートエック(株) 三菱マテリアル(株)総合研究所
平成 16 年 (59)	なし	なし
平成 17 年 (59)	(株)環境技研 (財)埼玉県健康づくり事業団 浅野テクノロジー(株)	オルガノ(株) ゼノアサービス(株) 雪印乳業(株)
平成 18 年 (57)	日本総合住生活(株)技術開発研究所	中央化学産業(株) (有)利根川環境分析センター (株)ハイメック関東事業所

埼環協歴代役員一覧（平成9年度～13年度）

事業所名	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
アルファ・ラボラトリー㈱	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎	清水康汎
猪俣工業㈱	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎	小泉四郎
エスエス環境㈱	鈴木俊策	鈴木俊策	鈴木俊策	鈴木俊策	福田比佐志	福田比佐志	福田比佐志	福田比佐志	鈴木俊策	鈴木俊策
㈱環境管理センター北関東支社	喜多村信浄	喜多村信浄	喜多村信浄	喜多村信浄	山崎永一	山崎永一	山崎永一	山崎永一	山崎永一	山崎永一
㈱環境総合研究所	伊藤修	伊藤修	伊藤修	伊藤修	伊藤修	伊藤修	伊藤修	伊藤修	岩崎登	岩崎登
㈱環境テック									永沼正孝	永沼正孝
協和化工㈱	山下安俊	山下安俊	山下安俊	山下安俊	山下安俊	山下安俊	山下安俊	山下安俊	竹森利則	竹森利則
㈱熊谷環境分析センター	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄	萩原美澄
(社)埼玉県環境検査研究協会	山崎研一	山崎研一	山崎研一	山崎研一	山崎研一	山崎研一	山崎研一	山崎研一	吉野邦治	吉野邦治
㈱産業分析センター	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋	勝間晋
㈱ジャパンエナジー	柳澤和博	柳澤和博	柳澤和博	柳澤和博	柳澤和博	柳澤和博	柳澤和博	柳澤和博	村井幸男	村井幸男
ダイキエンジニアリング㈱	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満	甲斐正満
㈱高見沢分析化学研究所	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子	高橋紀子
大日本インキ環境エンジニアリング㈱	藤田良廣	藤田良廣	藤田良廣	藤田良廣	市川孝	市川孝	市川孝	市川孝		
寺木産業㈱	安藤照秤	安藤照秤	安藤照秤	安藤照秤	安藤照秤	安藤照秤	安藤照秤	安藤照秤		
㈱東京久栄	久保木宏	久保木宏	久保木宏	久保木宏	久保木宏	久保木宏	久保木宏	久保木宏	久保 誠	久保 誠
東邦化研㈱環境分析センター	山田純三	山田純三	山田純三	山田純三	山田純三	山田純三	山田純三	山田純三	新保恭司	新保恭司
内藤環境管理㈱	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博	椎谷信博
三菱マテリアル㈱総合研究所	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治	横倉清治
㈱メデカジャパン・ラボラトリー										
山根技研㈱	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男	根岸哲男

靖環協歴代役員一覧(平成14年度～19年度)

事業所名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	会長	理事	会長	理事	理事	理事	副会長	清水学	副会長	清水学	副会長	清水学
アルフアールラボラトリー㈱	清水康汎		清水康汎		清水学		副会長	清水学	副会長	清水学		清水学
猪俣工業㈱	小泉四郎		小泉四郎		理事	小泉四郎						
エヌエス環境㈱	鈴木俊策		鈴木俊策		副会長	鈴木俊策		大城信隆	監事	大城信隆		福田比佐志
オルガノ㈱			久島俊和		理事	久島俊和						
(財)化学物質評価研究機構								赤木利晴	理事	赤木利晴		赤木利晴
㈱環境管理センター北関東支社	比留間誠二		田中孝一		会長	田中孝一		田中孝一	会長	田中孝一		田中孝一
㈱環境技研												熱田邦雄
㈱環境工学研究所												堀江匡明
㈱環境総合研究所	岩崎登		岩崎登		理事	岩崎登		吉田裕之	理事	吉田裕之		吉田裕之
㈱環境テクノ	永沼正孝		永沼正孝		理事	永沼正孝		永沼正孝	理事	永沼正孝		永沼正孝
協和化工㈱	竹森利則		竹森利則		監事	竹森利則		竹森利則	理事	竹森利則		
㈱熊谷環境分析センター	萩原美澄		萩原尚人		理事	萩原尚人						
(社)埼玉県環境検査研究協会	吉野邦治		吉野邦治		副会長	吉野邦治		吉野邦治	副会長	吉野邦治		山崎研一
㈱産業分析センター	勝間 普		勝間 普		理事	勝間 普		勝間 普	理事	勝間 普		勝間 普
㈱ジャパン・エナジー	牧島英男		牧島英男		理事	牧島英男						
ダイキエンジニアリング㈱	甲斐正満		甲斐正満		監事	甲斐正満						甲斐正満
㈱高見沢分析化学研究所	高橋紀子		高橋紀子		理事	高橋紀子		高橋紀子	監事	高橋紀子		高橋紀子
㈱東京久栄	久保 誠		久保 誠		理事	久保 誠		久保 誠	理事	久保 誠		
東邦化研㈱環境分析センター	新保恭司		新保恭司		理事	新保恭司		新保恭司	理事	新保恭司		
内藤環境管理㈱	椎谷信博		鈴木竜一		理事	鈴木竜一		鈴木竜一	理事	鈴木竜一		鈴木竜一
三菱マテリアル資源開発㈱			大内敏郎		監事	大内敏郎		大内敏郎	理事	山田純三		
三菱マテリアル㈱総合研究所	横倉清治											
㈱メデカジャパン・ラボラトリー	山下安俊											
山根技研㈱	根岸哲男		根岸哲男		副会長	根岸哲男						根岸哲男

埼環協の活動

(平成9年～平成19年)

埼 環 協 の 活 動

平成9年度

- 【 総 会 】 第21回通常総会を平成9年5月28日サンパレスにて開催
- 【 理 事 会 】 5回実施 主な議題は、20周年記念事業関連
- 【主な行事等】
- ・ 埼環協設立20周年記念式典 平成9年5月28日(サンパレス)
記念講演 「21世紀の地球環境」
講師 (財)地球環境産業研究機構 副理事長兼研究所長 近藤次郎 氏
 - ・ 第15回研究発表会 平成9年10月3日(サンパレス)
 - ・ 研修見学会 平成10年3月10日 日本電子(株)拝島工場
 - ・ 経営関係者懇談会、平成9年9月9日(サンパレス)
 - ・ 合同研修会 平成9年6月13～14日(秩父農園ホテル)
 - ・ 新春講演会 平成10年1月27日(サンパレス)
 - ・ ISO9000 システム構築セミナー
平成9年11月15、12月6日、12月13日、12月20日
 - ・ 20周年記念史の発行
 - ・ 委員会活動
業務委員会 (平成9年度会員名簿の作成等)
総務委員会 (経営関係者懇談会の開催等)
技術委員会 (共同実験の開催等)
編集委員会 (埼環協ニュースの発行等)
記念誌編集委員会 (20周年記念史の編纂)

平成10年度

- 【 総 会 】 第22回通常総会 平成10年5月19日道山閣にて開催
- 【 理 事 会 】 4回実施、主な内容は、民間団体助成金、事業計画等
- 【主な行事等】
- ・ 第16回研究発表会平成10年10月2日(サンパレス)
 - ・ 経営関係者懇談会、平成10年8月21日(東天紅)
 - ・ 合同研修会「共同実験結果報告について」他 平成10年7月10～11日(水上町)
 - ・ 新春講演会平成11年1月27日サンパレス(大宮)
 - ・ 騒音測定手法講演会平成10年11月20日(埼玉県計量検定所)
 - ・ 新任者教育研修会平成10年7月27日(北トピア)
 - ・ 計量セミナー 平成10年7月7日(埼玉県計量検定所)
 - ・ 委員会活動
業務委員会 (埼環協案内の作成等)

総務委員会（経営関係者懇談会の開催等）
技術委員会（共同実験の開催等）
編集委員会（埼環協ニュースの発行等）

平成11年度

- 【総会】 第23回通常総会 平成11年5月21日大宮市ホワイトルームにて開催
- 【理事会】 3回実施 主な議題は、連合会統合構想等
- 【主な行事等】
- ・ 第17回研究発表会平成11年10月15日(別所沼会館)
 - ・ 合同研修会 平成11年9月10～11日白雲閣(伊香保町)
「計量証明事業所に対する立入り指導の概要と留意事項について」他
 - ・ 研修見学会 平成11年7月30日
(株)環境管理センター基礎研究所及びサントリー武蔵野工場
 - ・ 新春講演会平成12年1月28日(宇宙劇場)
 - ・ 経営関係者懇談会平成11年9月3日(サンパレス)
 - ・ 新任者教育研修会平成11年7月27日(大宮ソニック)
 - ・ 委員会活動
業務委員会（埼環協案内の作成等）
総務委員会（緊急連絡網の構築等）
技術委員会（共同実験の開催等）
編集委員会（埼環協ニュースの発行等）

平成12年度

- 【総会】 第24回通常総会 平成12年5月12日大宮ソニックシティにて開催
- 【理事会】 5回実施 主な議題は、事業計画等
- 【主な行事等】
- ・ 第18回研究発表会平成12年9月29日(宇宙劇場)
 - ・ 合同研修会 平成12年7月7～8日ホテル聚楽(水上町)
「ガイド25を取得して」他
 - ・ ダイオキシン類の環境測定における精度管理に関する説明会
平成12年8月21日(産業振興会館)
講師 埼玉県環境防災部ダイオキシン類対策室 専門調査員 高橋秀幸 氏
埼玉県環境科学国際センター 専門研究員 細野繁雄 氏
 - ・ 新春講演会平成13年2月2日(サンパレス)
 - ・ 経営関係者懇談会平成12年9月8日(宇宙劇場)
 - ・ 計量技術研修会平成13年3月7日(埼玉県計量検定所)

- ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (アンケート調査等)
 - 総務委員会 (新春講演会の開催等)
 - 技術委員会 (ダイオキシン類の精度管理等)
 - 編集委員会 (埼環協ニュースの発行等)

平成13年度

- 【 総 会 】 第25回通常総会 平成13年5月18日大宮ソニックシティにて開催
- 【 理 事 会 】 7回実施 主な議題は、(社)埼玉県計量協会との関係等
- 【 主な行事等 】
 - ・ 第19回研究発表会 平成13年9月28日(別所沼会館)
 - ・ 新春講演会 平成14年2月1日(ホテルアーサ清水園)
 - ・ 研修・見学会 平成14年2月18日(国立環境研究所)
 - ・ 計量法改正に関する説明会 平成14年2月27日(埼玉県計量検定所)
 - ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (埼環協案内の発行等)
 - 総務委員会 (新人研修会の開催等)
 - 技術委員会 (環境セミナー等)
 - 編集委員会 (埼環協ニュースの発行等)

平成14年度

- 【 総 会 】 第26回通常総会 平成14年5月29日道山閣にて開催
- 【 理 事 会 】 4回実施 主な議題は、(社)埼玉県計量協会との関係等
- 【 主な行事等 】
 - ・ 第20回研究発表会 平成14年10月4日(別所沼会館)
 - ・ 新春講演会 平成15年1月31日(サンパレス)
 - ・ 経営関係者懇談会 平成14年10月24日(サンパレス)
 - ・ 研修・見学会 平成15年2月20日(財団法人化学物質評価研究機構)
 - ・ 新任者研修会 平成14年7月12日(さいたま市産業振興開会)
 - ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (アンケート調査の実施等)
 - 総務委員会 (経営関係者懇談会の開催等)
 - 技術委員会 (研修・見学会等)
 - 編集委員会 (埼環協ニュースの発行等)

平成15年度

- 【 総 会 】 第27回通常総会 平成15年5月23日道山閣にて開催
特別講演会「計量行政の動向について」
埼玉県計量検定所企画指導担当部長 赤沼保雄 氏
- 【 理 事 会 】 8回実施 主な議題は、埼環協の運営方法等
- 【主な行事等】
- ・ 第21回研究発表会 平成15年9月26日(道山閣)
 - ・ 新春講演会 平成16年1月30日(サンパレス)
 - ・ 経営関係者懇談会 平成15年10月9日(サンパレス)
 - ・ 合同研修会 平成15年11月14日(鬼怒川観光ホテル)
 - ・ ホームページの開設 平成16年1月23日
 - ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (会員名簿の作成等)
 - 総務委員会 (新人研修会の開催等)
 - 技術委員会 (共同実験の開催等)
 - 編集委員会 (埼環協ニュースの発行等)
 - ホームページ委員会 (埼環協 HP の作成)

平成16年度

- 【 総 会 】 第28回通常総会 平成16年5月10日サンパレスにて開催
- 【 理 事 会 】 5回実施 主な議題は、委員会報告等
- 【主な行事等】
- ・ 第22回研究発表会 平成16年10月22日(別所沼会館)
 - ・ 新春講演会 平成17年1月28日(サンパレス)
 - ・ 研修・見学会 平成16年9月17日(理化学研究所)
 - ・ 新任者教育講座 平成16年8月3日(さいたま市産業振興会館)
 - ・ 合同研修会 平成16年11月5～6日(ホテルニュー塩原)
 - ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (アンケート調査等)
 - 総務委員会 (合同研修会の開催等)
 - 技術委員会 (新任者教育講座の開催等)
 - 広報委員会 (埼環協ニュースの発行等)

平成17年度

- 【 総 会 】 第29回通常総会 平成17年5月12日サンパレスにて開催
- 【 理 事 会 】 6回実施 主な議題は、委員会活動等
- 【主な行事等】
- ・ 第23回研究発表会 平成18年2月17日(サンパレス)
 - ・ 新春講演会 平成18年1月27日(サンパレス)
 - ・ 研修・見学会 平成17年8月24日(国立環境研究所)
 - ・ 新任者教育講座 平成17年7月28日(さいたま市産業振興会館)
 - ・ 経営関係者懇談会 平成17年11月18日(サンパレス)
 - ・ 合同研修会 平成17年12月2～3日(ホテルエピナール那須)
 - ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (経営関係者懇談会の開催等)
 - 総務委員会 (合同研修会の開催等)
 - 技術委員会 (共同実験の実施等)
 - 広報委員会 (埼環協ニュースの発行等)
 - 関東支部セミナー実行委員会 (セミナー開催、30周年事業準備)

平成18年度

- 【 総 会 】 第30回通常総会 平成18年5月16日サンパレスにて開催
- 【 理 事 会 】 3回実施 主な議題は、30周年記念事業等
- 【主な行事等】
- ・ 第24回研究発表会 平成18年10月27日(サンパレス)
 - ・ 新春講演会 平成19年1月26日(サンパレス)
 - ・ 研修・見学会 平成18年9月15日 (株)リガク拝島工場
 - ・ 合同研修会 平成18年11月10～11日(ホテル磯部ガーデン)
 - ・ 新任者教育講座 平成18年7月3日(大宮ソニックシティ)
 - ・ 委員会活動
 - 業務委員会 (計量記念日行事の参加等)
 - 総務委員会 (研修見学会の開催等)
 - 技術委員会 (共同実験の実施等)
 - 広報委員会 (埼環協ニュースの発行等)
 - 30周年準備委員会 (30周年事業準備)

【 研究発表会 】

第 15 回研究発表会 平成 9 年 10 月 3 日(サンパレス)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	ベンゼンを用いないアルキル水銀分析法の検討	(株)ジャパンエナジー 分析センター	村井幸男
	マイクロウェーブ分解装置による固体試料の前処理検討	(社)埼玉県環境検査研 究協会	目黒陽子
	ISO9001 を認証取得して	(株)環境管理センター	伊津 栄
	BOD 試験方法における一考察(BOD測定における過酸 化水素の除去実験	内藤環境管理(株)	森岡健浩
	蛍光油分の測定について	(株)東京久栄	小林 努
	ノンプレッサーICの高感度化の試み	山根技研(株)	羽成 泉
委員会報告	ニッケル及びマンガンの共同実験結果報告	埼環協技術委員会	小泉四郎 瀬田洋一郎

第 16 回研究発表会 平成 10 年 10 月 2 日(サンパレス)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	高濃度塩分水がマコガレイ卵に及ぼす影響	(株)東京久栄	黒木ゆかり
	四塩化炭素を用いない鉱物油と動植物油の分離定量	(株)ジャパンエナジー 分析センター	村井幸男
	二段階分離濃縮 HPLC 法による大気中脂肪酸の定量	(株)高見沢分析化学研 究所	高橋紀子
	多摩川河川水の生体毒性評価	(株)環境管理センター	秋中朋子
	大気中のイオン濃度について	協和化工(株)	石塚政和
委員会報告	硝酸イオン及びセレンの共同実験結果報告	埼環協技術委員会	小泉四郎 瀬田洋一郎
特別講演	JIS K 0102(工場排水試験法)の改正について	横浜国立大学名誉教授	並木 博 氏

第 17 回研究発表会 平成 11 年 10 月 15 日(別所沼会館)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	クロロホルム又はビリジンをを用いない砒素の「水素化物発 生 / 銀コロイド吸光光度法	(株)ジャパンエナジー 分析センター	村井幸男

	酵母 TWO-Hybrid System による Estrogen 様活性の検出	オルガノ(株)総合研究所	江口正浩
	フローインジェクション分析方法の環境試料への適用	三菱マテリアル(株) 中央研究所	林部 豊
	県内のウランの検出傾向について	(社)埼玉県環境検査研究協会	鈴木智昭
	所内標準試料を用いた分析値の管理への取り組み	(株)環境管理センター	小林一実
	海の森林、藻場をとりまく環境	(株)東京久栄	二宮早由子
	重亜硫酸ソーダによるアセトアルデヒドガスの吸収除去に関する研究	北炭化成工業(株)	大林真人
委員会報告	クロスチェックのまとめ	埼環協技術委員会	小泉四郎 瀬田洋一郎 村井幸男
特別講演	道路交通騒音低減のための環境計画手法について	国立音楽大学	福原博篤 氏

第 18 回研究発表会 平成 12 年 9 月 29 日(宇宙劇場)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	臭気調査業務に関して	アルファー・ラボラトリー (株)分析センター	清水康汎
	クロロホルムを用いない微量フェノールの有機溶媒抽出 / 4-アミノアンチピリン吸光光度	(株)ジャパンエナジー 分析センター	村井幸男
	簡易型水素化物発生 ICP-AES の検討	三菱マテリアル(株) 総合研究所	深谷忠廣
	AUTOCAN を用いた悪臭物質の自動分析について	エヌエス環境(株) 東京支社	寺尾龍児
	LC/MS/MS による環境水中のエストロジェンの定量	(株)環境管理センター 基礎研究所	石井善昭
委員会報告	共同実験の結果報告	埼環協技術委員会	瀬田洋一郎 村井幸男
	自治体アンケート結果報告	埼環協業務委員会	小名木政宣
特別講演	不確かさについて	セイコーインスツルメン ツ(株)	川瀬 晃 氏

第19回研究発表会 平成13年9月28日(別所沼会館)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	有害有機溶剤を用いない微量鉛のジチゾン吸光光度法	(株)ジャパンエナジー 分析センター	村井幸男
	マイクロ固相抽出法によるトリメチルアミンの分析について	(社)埼玉県環境検査研 究協会	城 裕樹
	所内標準試料を用いた河川水中極微量元素分析のため の品質管理の取り組み	(株)環境管理センター	小林一実
	発電所を悩ますクラゲの対策について	(株)東京久栄	米倉正美
	固相抽出-GC/MS 法による排水中の有機リン化合物の 分析について	エヌエス環境(株) 東京支社	西山敏之
委員会報告	水試料中の浮遊物質量共同実験結果	埼環協技術委員会	村井幸男
特別講演	埼玉県生活環境保全条例について	埼玉県環境防災部水環 境課	山口明男 氏

第20回研究発表会 平成14年10月4日(別所沼会館)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	第4アンモニウム塩抽出-ICP 発光分析法による土壌及び 地質試料中の銅、鉛、亜鉛、カドミウム、砒素及びアンチ モンの定量	(株)ジャパンエナジー 精製技術センター	村井幸男
	LC/MS による河川水中のビスフェノール A の定量	(社)埼玉県環境検査研 究協会	榎崎久武
	廃研磨剤から生成した不溶化剤による土壌中の砒素の処 理効果	(株)環境管理センター	目黒あい
	海洋深層水利用技術の現状について	(株)東京久栄	藤田伸也
	ダイオキシン類測定時における検出下限の探索について	(株)高見沢分析化学研 究所	高橋信雄
委員会報告	水試料のpH測定に関する共同実験結果 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素の 定量方法に関する共同実験	埼環協技術委員会	鈴木雅子 村井幸男
特別講演	木材防虫剤の環境拡散について	埼玉県環境科学国際セ ンター	昆野伸也 氏

第21回研究発表会 平成15年9月26日(道山閣)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	内部標準イオンクロマトグラフィーによる測定精度向上	(株)ジャパンエナジー 精製技術センター	村井幸男
	標準液の供給体系とその取り扱いについて	(財)化学物質評価研究 機構	四角目和広
	LC/MS/MSによる環境水中医薬品の分析について	(株)環境管理センター 北関東支社	石井善昭
	固相抽出剤を用いる液体クロマトグラフィー / 質量分析法による	(社)埼玉県環境検査研 究協会	榎崎久武
	ダイオキシン類測定時の高分解能質量分析装置の精密調整方法の検討(第3スリット巾と相対感度計数並びに分解能の関係について)	(株)高見沢分析化学研 究所	高橋信雄
委員会報告	界面活性剤を含む n-ヘキサン抽出物質試験方法に関する 共同実験 水試料中の銅定量方法に関する共同実験	埼環協技術委員会	小泉四郎 鈴木雅子
特別講演	上水水質基準の改正について	埼玉県衛生研究所	森田久男 氏

第22回研究発表会 平成16年10月22日(別所沼会館)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	液体クロマトグラフ 質量分析法による農薬の一斉分析	(社)埼玉県環境検査研 究協会	榎崎久武
	有機溶媒を用いない土壤中の揮発性油分の迅速分析法	(株)ジャパンエナジー 精製技術センター	村井幸男
	ゲンジボタルの保全遺伝子学的調査	(株)環境管理センター 基礎研究所	林 義男
	排水中のフッ素処理方法	(株)東京久栄	小坂久仁子
	簡易臭気指数測定事例	三菱マテリアル資源開 発(株)	祐川英基
委員会報告	土壌含有量試験方法による鉛及び砒素の定量に関する 共同実験	埼環協技術委員会	村井幸男
	有楽町層試料を用いた砒素の土壌溶出量に関する共同 実験	埼環協技術委員会	小泉四郎
特別講演	環境試料中の多環芳香族炭化水素の起源推定指標の測 定—街路落葉、石油汚染、東南アジア堆積物—	東京農工大学大学院 共生科学技術研究部環 境資源共生科学部門助 教授	高田秀重 氏

第23回研究発表会 平成18年2月17日(サンパレス)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	リユース CFC テロマーを用いる土壤中の油分の迅速定量方法	(株)ジャパンエナジー 精製技術センター	村井幸男
	砒素分析法における最適条件の検討	松田産業(株)開発センター	斎藤友子
	水底土砂中のダイオキシン類対策	(株)東京久栄	浄土真佐実
	環境調査における同位体分析の利用	三菱マテリアル資源開発(株)	川端明子
	アルデヒド分析について	(株)環境テクノ	吉田拓也
	大気微小粒子および超微粒子の変異原活性	(株)環境管理センター	川中洋平
	環境影響評価における動植物調査	(株)環境総合研究所	横山義彦
委員会報告	着色水溶液試料中の六価クロム定量共同実験	埼環協技術委員会	村井幸男
特別講演	環境分析と石綿(分析及び解体工事の問題点)	(株)環境技研 専務取締役	大澤武克 氏

第24回研究発表会 平成18年10月27日(サンパレス)

区 分	テ ー マ	発 表 者	
研究発表	炎光光度検出ガスクロマトグラフィーによる硫黄系悪臭物質定量のための検量線作成法	(株)ジャパンエナジー 精製技術センター	村井幸男
	Power Prep による環境試料におけるダイオキシン類の自動試料クリーンアップ	内藤環境管理(株)	白 亜力
	河川水中のイミノクタジンの LC/MS	(社)埼玉県環境検査研究協会	城 裕樹
	採石事業に伴う低周波音の測定例	(株)環境総合研究所	木内 寛
	底泥からの二次汚染物質溶出量の測定法について	(株)東京久栄	浄土真佐実
委員会報告	一見して濁りがない水溶液中の浮遊物質	埼環協技術委員会	村井幸男
特別講演	各国の製品化学物質の規制動向	(株)村田製作所 調査役	片岡 功 氏

【 研修見学会 】

年度	実施日	訪問先等	内容
平成9	H10.3.10	日本電子(株)	施設研修・見学
10	実施せず	-	-
11	H11.7.30	(株)環境管理センター基礎研究所	施設研修・見学
12	H13.3.7	埼玉県計量検定所	試験所認定制度の現状と動向について
13	H14.2.18	国立環境研究所	環境ホルモン物質等極微量物質について
14	H15.2.20	(財)化学物質評価研究機構	標準物質供給の実際
15	実施せず	-	-
16	H16.4.22	(株)三菱化学科学技術センター (株)ダイヤインスツルメンツ	施設研修・見学
17	H17.8.24	国立環境研究所	施設研修・見学
18	H18.9.15	(株)リガク拜島工場	アスベスト、RoHS や土壌汚染への応用

【 合同研修会 】

年度	場所 / 開催期日	研修テーマ	講演者
平成9	農園ホテル (秩父市) H9.6.13 ~ 14	有害大気汚染物質対策について	埼玉県生活部大気保全課 大気規制係長 保科 弘 氏
		クロスチェックに関する報告	埼環協技術委員会
10	松の井ホテル (水上町) H10.7.10 ~ 11	共同実験についての結果報告	技術委員会
		有害大気汚染物質の積算事例	業務委員会
		事業所立ち入り検査報告	総務委員会
11	白雲閣 (伊香保町) H11.9.10 ~ 11	ガイド 25 予備審査の指摘事項について	(株)環境管理センター 山崎永一 氏
		環境計量証明事業登録事業所に対する立ち入り・指導の概要と留意事項について	総務委員会
12	ホテル聚楽 (水上町) H12.7.7 ~ 8	環境と市場について	総務委員会
		首都圏合同研修見学会について	合同研修会
		ガイド25を取得して	(株)環境管理センター 分析センター長 橋場常雄 氏
13	実施せず	-	-
14	実施せず	-	-
15	鬼怒川観光ホテル (栃木県) H15.11.14 ~ 15	土壌汚染調査、道路交通騒音調査業務積算演習	業務委員会
		土壌汚染調査の方法と都条例の差異等について	技術委員会

		環境カウンセラ-制度の動向と展望	総務委員会
16	ホテルニュー塩原 (栃木県) H16.11.5～6	土壌汚染調査、道路交通騒音調査、 水質調査業務の積算演習	業務委員会
		分析機器使用事例について	技術委員会
		ダイオキシン類測定法 JIS 改正について	(財)化学物質評価研究機構 本橋勝紀 氏
17	ホテルエピナ - ル那須 (栃木県) H17.12.2～3	大気発生源調査、道路交通騒音調査 の積算演習	業務委員会
		実験計画法についての演習	技術委員会
		残留農薬について	(株)ビ - ・エム・エル 環境検査事業部 秋山 功 氏
18	ホテル磯部カ - デン (群馬県) H18.11.10～11	模擬積算演習(1課題)	業務委員会
		最新のイオンクロマトグラフィーの紹介	日本ダイオネクス(株) 谷田部 誠一 氏
		新しい環境マネ - ジメントシステム (EA21 認証・登録制度について)	持続型社会構築研究所 所長 岩崎 登 氏

【 新春講演会 】

年度	場所 / 開催期日	講 演 テ ー マ	講 演 者
平成9	大宮サンパレス H10.1.27	ダイオキシン分析の現状と動向	埼玉県公害センター 専門研究員 細野繁雄 氏
		有害化学物質のリスク評価 - ダイオキシン汚染の現状と問題点 -	摂南大学薬学部講師 薬学博士 太田壮一 氏
10	大宮サンパレス H11.1.27	埼玉県の環境行政について - 新年を迎えて -	埼玉県環境政策課 主幹 篠田勝則 氏
		日本における大気汚染の変遷と現状 - 目に見える被害からリスクへ -	(社)大気環境学会 会長 横山榮二 氏
		環境ホルモンの検出技術	横川アナリティカルシステムズ 室長 松岡広和 氏
11	宇宙劇場 H12.1.28	埼玉県の環境行政について - 新年を迎えて -	埼玉県環境政策課 副参事 清水 誠 氏
		物で心を育てる	東京工業大学名誉教授 (株)自在研究所長 森 政弘氏
12	大宮サンパレス H13.2.2	埼玉県の環境行政について - 新年を迎えて -	埼玉県環境政策課 主幹 保科 弘 氏
		PRTR法について	埼玉県環境防災部ダイオキシン 対策室主査 謝村錦芳 氏

		環境計量証明事業の登録制度の改正について	(社)日本環境測定分析協会 専務理事 久代 勝 氏
13	アーサ清水園 H14.2.1	今後の経済展望	(株)三菱総合研究所 センター長 奥山信弘 氏
		計量法改正と環境計量証明業界の将来	(社)日本環境測定分析協会 専務理事 久代 勝 氏
14	大宮サンパレス H15.1.31	臭素化ダイオキシン類研究の動向と課題 ~ 環境 ~	独立行政法人国立環境研究所 主任研究員 橋本俊次 氏
		埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の概要について	埼玉県環境防災部残土対策室 専門調査員 伊藤賢行 氏
15	大宮サンパレス H16.1.30	埼玉県の環境行政について - 新年を迎えて -	埼玉県環境防災部環境政策課 企画担当副課長 守田和正氏
		環境計量技術者のスキルアップに向けて	産業総合技術研究所計量研修センター 坂野憲幾 氏
16	大宮サンパレス H17.1.28	ふるさとの川再生プロジェクトについて	埼玉県環境防災部水環境課 ふるさとの川担当 横松信二 氏
		低周波音の測定技術動向と防止技術	国立音楽大学大分大学講師 工学博士 福原博篤 氏
17	大宮サンパレス H18.1.27	埼玉県のVOC規制について	埼玉県環境防災部青空再生課 山井毅 氏、 齋藤暁子 氏
		環境計量と技術倫理	東京理科大学・恵泉女学園大学 名誉教授 古谷圭一 氏
18	大宮サンパレス H19.1.26	臭気指数規制について	埼玉県環境部水環境課 総務・騒音振動・悪臭担当 吉岡信男 氏
		計量法の改正について	経済産業省産業技術環境局 知的基盤課長 吉田雅彦 氏

【 経営関係者懇談会 】

年度	場所 / 開催期日	研究発表テーマ	発表者
平成9	大宮サンパレス H9.9.9	経営責任者のための ISO9000	日本検査キュー・エイ(株) 理事・審査員 川合敏弘 氏
10	東天紅 H10.8.21	環境計量証明事業所を取りまく現況とこれから	(社)日本環境測定協会 専務理事 久代 勝 氏 事業規定委員長 平林謙三 氏
11	大宮サンパレス H11.9.3	計量行政の改革とその展望地方分権と規制緩和でどうなる	埼玉県計量検定所 次長 藤田益司 氏

12	宇宙劇場 H12.9.8	中小企業に求められる危機管理対策	青山学院大学 経済学部教授 武井 勲 氏
13	実施せず	-	-
14	大宮サンパレス H14.10.24	起業家精神と通信販売事業	(株)ベル - ナ 代表取締役 安野 清 氏
15	大宮サンパレス H15.10.9	認定機関から見た計量証明事業所の 現状と将来	日本化学試験所認定機構 平賀要一 氏
16	実施せず	-	-
17	大宮サンパレス H17.11.18	埼玉県経済の現状と展望	(財)埼玉りそな産業協力事業団 調査部長 島崎光男 氏
		会員意向アンケート集計結果	埼環協業務委員会
18	実施せず	-	-

【 新任者研修会 】

年度	場所 / 開催期日	研 修 テ ー マ	講 師
平成9	大宮ソニックシティ H9.7.14	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター
10	北トピア H10.7.27	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター
11	大宮ソニックシティ H11.7.27	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター
12	実施せず	-	-
13	実施せず	-	-
14	産業振興会館 H14.7.12	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター
15	実施せず	-	-
16	産業振興会館 H16.8.3	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター
17	産業振興会館 H17.7.28	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター
18	大宮ソニックシティ H18.7.3	・環境計量の仕事とは ・労働安全衛生 ・精度良い測定のために	日環協インストラクター

【 その他のイベント 】

年度	場所 / 開催期日	テ ー マ	内 容 や 講 師 等
平成9	大宮サンパレス H9.5.28	・埼環協創立 20 周年 記念式典	・特別講演「21 世紀の地球環境」 近藤次郎氏 ・記念式典
10	県計量検定所 H10.7.7	・計量セミナー	・電子天秤に関するすべて メラー・トレード社
11	実施せず	-	-
12	産業振興会館 H12.8.21	・ダイオキシン研修会	・ダイオキシン類測定における精度管理 県防災部ダイオキシン対策室 県環境科学国際センター化学物質 GP
13	県計量検定所 H14.2.27	・計量法研修会	・試験所認定制度の現状と最近の動向について 経産省製品評価センター 村田浩美氏
14	実施せず	-	-
15	H16.1.23	・ホームページ開設	http://www.saikankyo.jp
16	実施せず	-	-
17	実施せず	-	-
18	大宮駅西口 H18.11.1	・県民計量のひろば 協賛団体参加	・環境と計量コーナー (パネル展示、計量器の展示と測定)
	長瀬総合射撃場 H19.3.20	・分析技術交流会	・土壌中重金属類の簡易迅速分析法 (埼玉県環境科学国際センターとの交流会)

会員・役員名簿

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (1 / 1 0)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
浅野テクノロジー(株) 代表取締役 岩田 晃	環境研究室 高梨 正夫	〒 341-0024 三郷市三郷1 - 27 - 10 048-953-3800 048-953-3802 asanotech-mt@forest.ocn.ne.jp			-				
アルファ・ラボラトリー(株) 分析センター 代表取締役 清水 学 http://www.alpha-labo.co.jp	技術課 金森 重雄 代表取締役 清水 学	〒 331-0811 さいたま市北区吉野町1 - 6 - 14 048-666-3350 048-665-8242 info@alpha-labo.co.jp			-				
猪俣工業(株) 代表取締役社長 猪俣 訓一	環境測定 秋山 進	〒 351-0114 和光市本町16 - 2 048-464-3599 048-464-3620 inomata@inomata.co.jp			-				
(株)宇部三菱セメント研究所 埼玉センター 所長 朝倉 悦郎	セメントチーム 川端 秀和	〒 368-0072 横瀬町大字横瀬2270 0494-23-6073 0494-23-6093 h-kawabt@mmc.co.jp			-				
エヌエス環境(株)東京支社 東京技術センター 代表取締役 白石 省三 http://www.ns-kankyo.co.jp	東京技術センター 鈴木 茂行 環境管理部 鈴木 俊策 (0359767951)	〒 343-0831 越谷市伊原1 - 4 - 7 048-989-5631 048-989-5636 suzuki-shun@ns-kankyo.co.jp			-				
(財)化学物質評価研究機構 東京事業所 所長 田所 博 www.cerij.or.jp	環境技術部 赤木 利晴	〒 345-0043 杉戸町下高野1600番地 0480-37-2601 0480-37-2521 akagi-toshiharu@ceri.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (2 / 1 0)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)環境科学コーポレーション 埼玉事業所 所長 根岸 栄 www.eac.jp	連絡先 西嶋慶文	〒 367-0394 児玉郡神川町渡瀬222番地 0274-50-3005 0274-50-3006 techsales@asahi-kg.co.jp			-				
(株)環境管理センター 北関東支社 北関東支社長 田中 孝一 www.kankyo-kanri.co.jp	営業業務 グループリーダー 斉藤 徹	〒 330-0855 さいたま市大宮区上小町1302 048-642-1100 048-646-0144 ktanaka@kankyo-kanri.co.jp			-				
(株)環境技研 戸田テクニカルセンター 代表取締役 能登 祥文 http://www.kankyogiken.co.jp	技術部長 熱田 邦雄	〒 335-0034 戸田市笹目2-5-12 048-422-4857 048-422-3336 center@kankyogiken.co.jp			-				
環境計測(株) さいたま事業所 取締役 浦橋 三雄 www.kankyou-keisoku.co.jp	営業課 清水 文雄	〒 336-0926 さいたま市緑区東浦和5-18-80 048-873-6566 048-873-6566 simizu@kankyou-keisoku.co.jp			-				
環境計量事務所スズムラ 鈴木 多賀志	鈴木 多賀志	〒 337-0033 さいたま市見沼区御蔵1247-8 090-7816-4974 048-683-7098 RXA04071@nifty.com			-				
(株)環境工学研究所 代表取締役 堀江 匡明	代表取締役 堀江 匡明 営業課 鯨井 幹雄	〒 360-0841 熊谷市大字新堀169-4 永田ビル 048-531-0531 048-531-0532 k-kogaku@bi.wakwak.com			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づき土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (3 / 1 0)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)環境総合研究所 代表取締役 伊藤 修 www.kansouken.co.jp	業務部管理G 磯田 大布 業務部技術営業G 吉田 裕之	〒 350-0844 川越市鴨田592 - 3 049-225-7264 049-225-7346 office@kansouken.co.jp			-				
(株)環境テクノ 代表取締役 永沼 正孝 www.kankyoutekuno.co.jp	業務グループリーダー 鯨井 善彦	〒 355-0008 東松山市大字大谷3068 - 70 0493-39-5181 0493-39-5191 info@kankyoutekuno.co.jp			-				
関東化学(株)草加工場 工場長 野口 富弘 http://www.kanto.co.jp	検査部 倭文 秀一 検査部 高橋 恵一	〒 340-0003 草加市稲荷1 - 7 - 1 048-931-1331 048-931-5979 shidori@gms.kanto.co.jp			-				
(株)関東環境科学 代表取締役 清水 政男	検査・分析Gr 斉藤 敏男	〒 348-0041 羽生市上新郷5995 - 7 048-560-6222 048-560-6223 kanto.e.s@image.ocn.ne.jp			-				
協和化工(株) 社長 司城 武洋 http://www.kyowakako.co.jp/	分析センター長 主任 猪野塚 晴美	〒 365-0033 鴻巣市生出塚1 - 1 - 7 048-541-3233 048-540-1148 t-takemori@kyowakako.co.jp			-				
共和技術(株) JEPテクノセンター 代表取締役 門脇 佳典 http://www.kyowa-consul.co.jp/	専務取締役 村山 徹	〒 332-0002 川口市弥平4丁目5番24号 048-225-0361 048-224-1350 jep@kyowa-consul.co.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (4 / 10)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
共和技術(株) 水環境分析センター 代表取締役 門脇 佳典 http://www.kyowa-consul.co.jp/	水環境分析 センター所長 三尾 和彦	〒332-0001 川口市朝日2-24-6 048-225-8891 048-225-8894 mizu@kyowa-consul.co.jp			-				
(株)熊谷環境分析センター 代表取締役 萩原 美澄 http://www.kumagaya.co.jp	取締役 萩原 尚人	〒360-0855 熊谷市大字高柳1-7 048-532-1655 048-532-1628 info@kumagaya.co.jp			-				
(株)建設環境研究所 代表取締役 渡部 義信 http://www.ijinet.or.jp/kensetsukankyo/	業務担当 菅 俊太郎 分析担当 赤塚 陽子	〒330-0851 さいたま市大宮区櫛引町1-268-1 048-668-7282 048-668-1979 labo@kensetsukankyo.co.jp			-				
(株)コーヨーハイテック 代表取締役 今村 二八朗	技術部 安野 宏昭	〒362-0052 上尾市中新井404-1 048-780-6152 048-780-6154 kht@koyo-corp.jp			-				
(株)埼玉環境サービス 代表取締役 仁平 仁 http://www2.odn.ne.jp/saikan/	代表取締役 仁平 仁	〒355-0156 吉見町長谷1643-159 0493-54-1236 0493-54-5114 saikan@pop02.odn.ne.jp			-				
社団法人 埼玉県環境検査研究協会 会長 石原 猛男 http://www.saitama-kankyo.or.jp	業務本部長 森田 正清 業務課長 野口 裕司	〒330-0855 さいたま市大宮区上小町1450-11 048-649-5499 048-649-5543 news@saitama-kankyo.or.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (5 / 10)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
財団法人 埼玉県健康づくり事業団 理事長 吉原 忠男 http://www.saitama-kenkou.or.jp	環境管理課 佐藤 純郎 (電話) 048-859-5381	〒338-0824 さいたま市桜区上大久保519番地 048-859-5160 048-840-3261 kankyou@saitama-kenkou.or.jp			-				
埼玉県鍍金工業組合 理事長 吉田 勇	事務担当 武井 光江	〒331-0811 さいたま市北区吉野町2-222-7 048-666-2184 048-652-7631 s-mekki@saitama-j.or.jp			-				
埼玉ゴム工業(株) 代表取締役 宇和野 庄二 http://www.h5.dion.ne.jp/~mesh	環境メッシュ係長 松広 岳司	〒347-0057 加須市愛宕2-5-24 0480-63-1700 0480-62-2420 uwano-s1@mxm.mesh.ne.jp			-				
(社)産業環境管理協会 会長 南 直哉 http://www.jemai.or.jp	技術部 鶴崎 克也 技術部 高津 熱	〒335-0022 戸田市上戸田5-3-22 電話048-441-2411 03-5209-7707 03-5209-7716 takatsu@jemai.or.jp			-				
(株)産業分析センター 代表取締役 高野 宏 http://www.sangyobunseki.co.jp	営業課 湊 康弘	〒340-0023 草加市谷塚町405 048-924-7151 048-928-3587 ias@sangyobunseki.co.jp			-				
サンワ保全(株) 代表取締役 二神 淳 http://www.sanwahozen.co.jp	中黒 秀長	〒350-1327 狭山市笹井1838 04-2953-3970 04-2952-1223 bunseki@sanwahozen.co.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (6 / 1 0)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)ジャパンエナジー 精製技術センター 精製技術センター長 松田 健一 http://www.j-energy.co.jp	分析グループ 牧島 英男	〒 335-8502 戸田市新曽南3 - 17 - 35 048-433-2145 048-433-2150 hmaxima@j-energy.co.jp			-				
ダイキエンジニアリング(株) 代表取締役 甲斐 正満 http://www1.ocn.ne.jp/~daikieng/	取締役 甲斐 恭子	〒 350-0034 川越市仙波町4 - 18 - 19 049-224-8851 049-224-8365 kshell@chive.ocn.ne.jp			-				
大日本インキ環境エンジニアリング(株)戸田事業所 分析室長 篠原 敏彦 http://www.dic-eco-engin.co.jp/	大谷内 彰	〒 335-0021 戸田市新曽910 - 1 048-445-2551 048-444-7944 ouyauchi@dic-eco-engin.co.jp			-				
(株)ダイヤコンサルタント 東日本事業本部関東支社 関東支社支社長 池田 龍一 http://www.diaconsult.co.jp	カ学物性グループ マネージャー 得丸 昌則	〒 331-8638 さいたま市北区吉野2 - 272 - 3 048-654-3591 048-654-3178 m.tokumaru@diaconsult.co.jp			-				
(株)高見沢分析化学研究所 代表取締役 高橋 敬子 http://www.takamizawa-acri.com	常務取締役 高橋 紀子	〒 338-0832 さいたま市桜区西堀6 - 4 - 28 048-861-0288 048-861-0223 tkmzw@kj8.so-net.ne.jp			-				
(株)武田エンジニアリング 代表取締役社長 武田 充夫	常務取締役 武田 敏充	〒 339-0005 さいたま市岩槻区岩槻4-6 - 8 048-756-4705 048-756-4760 takeda@takeda-eg.co.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (7 / 10)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
中央開発(株) ジオ・ソリューション事業部 事業部長 鍛冶 義和	土壌分析室 松井 朋夫	〒332-0035 川口市西青木3-4-2 048-250-1414 048-254-5490 matsui.to@ckcnet.co.jp			-				
寺木産業(株) 代表取締役 寺木 眞一郎	環境計測部 鈴木 秀正	〒331-0804 さいたま市北区土呂町1-59-7 048-666-2040 048-652-2228 bunseki@teraki.com			-				
(株)テルナイト 東京技術センター 島田 俊夫 http://telnite.co.jp	東京技術センター 技術研究所 押井 浩幸	〒342-0045 吉川市木売3-6 048-983-3482 048-984-1851 oshii@telnite.co.jp			-				
(有)トーエー環境診断所 代表取締役 藤澤 榮治	代表取締役 藤澤 榮治	〒360-0853 熊谷市玉井2032-4 048-533-8475 048-533-1398 to-e-kankyous@tvkumagaya.ne.jp			-				
(株)東京久栄 代表取締役社長 磯 満 http://www.kyuei.co.jp	環境科学部 久保 誠 環境化学課 浄土 真佐実	〒333-0866 川口市芝6906-10 048-268-1600 048-268-8301 kubo@tc.kyuei.co.jp			-				
(株)東建ジオテック 技術開発センター 技術開発センター所長 佐々木 甫 http://www.tokengeotec.co.jp	技術開発センター 主任 大熊 純一	〒335-0013 戸田市喜沢2-19-1 048-441-6301 048-441-6300 center@tokengeotec.co.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (8 / 1 0)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
東芝ナノアナリシス(株) 第一分析評価センター長 佐々木 秀幸 http://www.nanoanalysis.co.jp/	045-770-3374 第一分析 評価センター	〒 366-8510 深谷市幡羅町1 - 9 - 2 048-574-5614 048-571-9003			-				
東邦化研(株) 環境分析センター 代表取締役 長島 元 http://www.tohokaken.co.jp/	所 長 新保 恭司 営業課 坂村 栄治	〒 343-0824 越谷市流通団地3 - 3 - 8 048-961-6161 048-961-5111 info@tohokaken.co.jp			-				
DOWAテクノロジー(株)関東テ クノセンター 代表取締役社長 久野 誠一	品質保証部 分析グループ 島田 芳昌	〒 367-0002 本庄市仁手1781 0495-23-2448 0495-21-6116 shimaday@dowa.co.jp			-				
(株)苦小牧臨床検査センター 岸本医科学研究所大宮 代表取締役 岸本 憲宣 http://www.kclgroup.co.jp/	環境計量課室長 仁城 優	〒 330-0043 さいたま市見沼区大字中川字大山 1138 - 5 048-682-5481 048-682-5763 om_kankyo@tcl.ne.jp			-				
内藤環境管理(株) 代表取締役 内藤 稔 http://www.knights.co.jp	環境事業部 鈴木 竜一	〒 336-0015 さいたま市南区大字太田窪2051 - 2 048-887-2590 048-886-2817 webmaster@knights.co.jp			-				
日本化学産業(株) 分析センター 柳沢 英二	検査課 水野 達雄	〒 340-0005 草加市中根1 - 28 - 13 048-931-4291 048-931-4299 t-mizuno@nikkasan.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に
基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (9 / 10)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
日本環境(株)埼玉支店 埼玉支店長 飯浜 直樹 www.n-kankyo.com	埼玉支店長 飯浜 直樹	〒 336-0964 さいたま市緑区東大門2-2-14 048-812-6222 048-878-7563 n_iihama@kan-e.co.jp			-				
日本総合住生活(株) 技術開発研究所 所長 高橋 満保 http://www.js-net.co.jp	環境設備 グループ副長 河野 義明	〒 338-0837 さいたま市桜区田島7-2-3 048-714-5001 048-844-8522 y-kohno@js-net.co.jp							
(株)ビー・エム・エル BML総合研究所 代表取締役 荒井 元義 www.bml.co.jp/	環境検査事業部 川野 吉郎	〒 350-1101 川越市の場1361-1 049-232-0475 049-232-0650 kawano-y@bml.co.jp			-				
(株)放技研 代表取締役 高田 義則 http://www.hgk.jp		〒 359-0021 所沢市東所沢2-51-1 042-945-0455 042-945-0494 y-takada@mvh.biglobe.ne.jp			-				
北炭化成工業(株) 代表取締役 指田 康博 http://www.hokutan.co.jp	環境業務部 岩本 幸代	〒 335-0014 戸田市喜沢南1-5-5 048-441-2880 048-446-2046 mail@hokutan.co.jp			-				
(株)本庄分析センター 和田 英雄	和田 英雄	〒 367-0048 本庄市南1-2-20 0495-21-7838 0495-21-8630 syune@mocha.ocn.ne.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (10/10)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
松田産業(株)開発センター 代表取締役社長 松田 芳明 http://www.matsuda-sangyo.co.jp	分析課 花田 克裕 分析課 斎藤 友子	〒 358-0034 入間市根岸字東狭山60 042-935-0911 042-934-6815 hanada-k@matsuda-sangyo.co.jp			-				
三菱マテリアル資源開発(株) 環境技術センター 所長 山田 純三 http://www.mmrc.co.jp	分析 志村 和俊 営業 小名木 政宣	〒 330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-297 048-641-5191 048-641-8660 maonagi@mmc.co.jp			-				
(株)メデカジャパン・ラボラトリー 代表取締役社長 畠山 浩 http://www.medcajapan.co.jp/	環境検査部 山野 和之	〒 365-8585 鴻巣市天神3-673 048-543-4000 048-542-8571 y-yamashita@mjl.co.jp			-				
山根技研(株) 代表取締役 根岸 順治 http://homepage2.nifty.com/yamane-eng/	大気 吉松 作業環境 羽成 水質・土壌 根岸	〒 367-0114 児玉郡美里町大字中里2 0495-76-2232 0495-76-1951 info@yamane-eng.co.jp			-				

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 役員名簿

役員	氏名	事業所名
理事	会長	田中孝一 (株)環境管理センター 北関東支社
	副会長	山崎研一 (社)埼玉県環境検査研究協会
	副会長	清水学 アルファー・ラボラトリー(株) 分析センター
	総務委員長	赤木利晴 (財)化学物質評価研究機構 東京事業所
	総務副委員長	甲斐正満 ダイキエンジニアリング (株)
	広報委員長	永沼正孝 (株)環境テクノ
	広報副委員長	吉田裕之 (株)環境総合研究所
	業務委員長	鈴木竜一 内藤環境管理(株)
	業務副委員長	堀江匡明 (株)環境工学研究所
	技術委員長	福田比佐志 エヌエス環境(株)東京支社 東京技術センター
	技術副委員長	高橋紀子 (株)高見沢分析化学研究所
	30周年記念 実行委員長	田中孝一 (株)環境管理センター 北関東支社 (兼務)
	30周年記念 実行副委員長	勝間普 (株)産業分析センター
監事	熱田邦雄 (株)環境技研 戸田テクニカルセンター	
	根岸哲男 山根技研(株)	

編集後記

埼環協設立30周年記念誌の編纂を担当することになった昨年の秋、最初の打合せに集まった担当者全員で20周年記念誌を繙きました。

ほんの少し埃っぽい冊子には、これから我々がやらなければならない事柄が綴られておりました。

30年という時間を冊子にするには、どうすれば良いのかが判らないまま設立当初より定期的に発行されている協議会ニュースの内容確認から作業が始まりました。

協議会ニュースには、研究発表会の開催、共同実験結果報告等々が詳細に記載され本業の傍ら多くの情報を、会員へ提供する活動を続けて頂いた編集者の努力と功績に対し感謝の気持ちが深まりました。

記念誌には、県知事をはじめ多くの皆様からご祝辞を頂戴し、埼環協を先導頂いた方々の回想録や、本年6月に盛大に開催した30周年記念式典などを中心に最近10年間の活動状況を掲載させて頂きました。

本誌は、皆様のご協力の結集を綴らせて頂いたものであり、記載内容の精粗、不統一な表記など至らぬ点が多々あるとは存じますが、何かのお役に立つことができれば幸いです。

本誌の編纂あたり、ご尽力頂きました皆様に会心より感謝申し上げます。

(吉田 裕之)

編集委員

【 理 事 】

- | | |
|-------|------------------|
| 田中 孝一 | (株)環境管理センター北関東支社 |
| 山崎 研一 | (社)埼玉県環境検査研究協会 |
| 永沼 正孝 | (株)環境テクノ |
| 吉田 裕之 | (株)環境総合研究所 |
| 鈴木 竜一 | 内藤環境管理(株) |
| 勝間 普 | (株)産業分析センター |

【 広 報 委 員 】

- | | |
|-------|----------------|
| 岩本 幸代 | 北炭化成工業(株) |
| 小泉 四郎 | (株)産業分析センター |
| 佐藤 純郎 | (財)埼玉県健康づくり事業団 |
| 清水 文雄 | 環境計測(株) |
| 高梨 正夫 | 浅野テクノロジー(株) |
| 野口 裕司 | (社)埼玉県環境検査研究協会 |
| 松井 朋夫 | 中央開発(株) |

埼 環 協 3 0 年 史

発 行 平成 19 年 10 月 1 日
発 行 人 埼玉県環境計量協議会（埼環協）
〒338-0003 埼玉県さいたま市中央区本町東 3-15-12
(株)環境管理センター 北関東支社内 TEL 048-840-1100
編 集 者 埼環協 30 年史編集委員会
印 刷 望月印刷株式会社 （TEL 048-840-2111(代)）

広告掲載

(アイウエオ順)

川口薬品化学(株)

関東化学(株)

協立(株)

(株)コスモス

竹田理化工業(株)

東京電機産業(株)

(株)巴商会

ビーエルテック(株)

(株)明報社

(株)リガク

